

○令和8年3月12日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後4時50分

○出席委員（16名）

委員長	塩尻英明	委員	品田ときえ
副委員長	中村みなこ	委員	中野ひろゆき
委員	横山啓一	委員	えびな安信
委員	笠井まなみ	委員	菅原範明
委員	上野和幸	委員	石川厚子
委員	植木だいすけ	委員	高見一典
委員	たけいし よういち	委員	中村のりゆき
委員	沼崎雅之	委員	松田卓也

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 高橋 ひでとし

○説明員

副市長	菅野直行	福祉保険部長寿社会課長	宮川浩一
市民生活部長	樽井里美	福祉保険部障害福祉課長	水上明子
市民生活部次長	佐々木康成	福祉保険部障害福祉課主幹	紺野恒義
市民生活部市民生活課長	今賢太郎	福祉保険部障害福祉課主幹	宮川智美
市民生活部市民生活課主幹	鈴木智子	福祉保険部生活支援課長	高桑和寿
市民生活部市民課総合窓口担当課長	近藤 淳	健康保健部長	山口 亮
福祉保険部長	川邊 仁	健康保健部保健所保健予防課長	阿保理恵子
福祉保険部保険制度担当部長	高田敏和	環境部長	太田誠二
福祉保険部国民健康保険課長	堀江祐一	環境部環境総務課長	後藤 篤

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課書記	高橋理恵
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課書記	桐山未悠
議事調査課主査	岡本諭志		

○塩尻委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第１４号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第１５号、議案第１９号、議案第２１号、議案第２４号、議案第３０号ないし議案第３４号及び議案第３９号の以上１１件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○石川厚子委員 おはようございます。

昨日に引き続き、福祉保険部にお尋ねしてまいります。

補聴器助成について。

介護予防高齢者聞こえ支援事業費の概要と予算額については、昨日、示されました。新年度は、今年度と同じく５万円を上限に１００人募集するとのことですね。

モデル事業が始まり、新年度で３年目になりますが、１年目、２年目はそれぞれ何件の募集に対して何件応募があったのでしょうか。そして、助成は何件になるのか、併せてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 補聴器購入費用の一部助成の実績につきましては、令和６年度が５０人に対して３１８人の参加申込みで助成件数３９件、令和７年度が１００人に対して５１０人の参加申込みで助成件数の見込みが約９０件となっております。

○石川厚子委員 １年目は、５０人に対し、６倍を超える応募があったのに助成は３９件にとどまり、２年目も、１００人に対し、５倍を超える応募がやはりあったのにもかかわらず９０件にとどまったということですね。

私、これも第３回定例会でもお聞きしているんですけれども、募集枠に対して助成が少ない、その理由を述べてください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和６年度及び令和７年度は、事業への参加募集に当たり、医師の意見書等を要件としていなかったため、参加決定者のうち、検査の結果、聴力レベルについて補聴器の必要性がないことが判明した方が、令和６年度の実績で申しますと約２割含まれておりました。そのような状況も想定し、辞退者が生じた場合に繰り上げて参加いただく方を、令和６年度は１０人、令和７年度は４０人、それぞれ確保して実施しておりますが、募集人数の上限を満たすことに至っていない状況でございます。

○石川厚子委員 ４０デシベル未満の方ですとか、身体障害者手帳の対象になる方も見込んで、令和６年度は１０人、令和７年度は４０人余計に確保したわけですが、それでも助成件数の上限には至らなかったということですね。

では、新年度は、この人数をもっとより多めに確保するといった、そういった手法は取るのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和６年度及び令和７年度は、辞退者が生じることを見込んで、あらかじめ繰り上げて参加いただく方を確保して実施をしておりますが、その場合、その方々に対して、数か月間お待ちいただくことになります。そのため、令和８年度の実施手法につきまして

は、年2回の募集で応募は1回のみとし、事業への参加募集に当たり、医師の意見書の添付を求めることとしております。

○石川厚子委員 新年度は、応募の段階で医師の意見書添付を求めるということですね。

当初の計画を見ますと、2年間、モデル事業を続けた後、3年目は本格実施の予定であったと思いますが、そうならなかった理由を述べてください。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 この補聴器購入費用の助成につきましては、現在、モデル実施として一部の方を対象に実施してございますが、今後、仮に要件を満たす方を全て対象として実施する場合には、対象となり得る人数の見通しを持つことや、補助対象とする経費の範囲などを整理することが必要であると考えてございます。また、高齢者の難聴対策を効果的に進めるためには、この補聴器購入費用の一部助成と併せて、聞こえに関心を持っていただくための意識啓発の取組をはじめ、聞こえづらさを感じた方を専門家につなげるための早期発見、早期対応の取組も一体的に取り組んでいくことが重要でございます。

そのため、令和8年度は、実施方法の見直しや、令和6年度、それから7年度の事業参加者に対するアンケート調査の分析等を引き続き行った上で、それらの結果等も踏まえまして、令和9年度からの第10期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定において、高齢者の難聴対策の中で補聴器購入費用助成の今後の位置づけ等について検討してまいりたいと考えてございます。

○石川厚子委員 今の答弁を伺いましたところ、令和9年度から始まる第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から本格実施が始まるといった理解でいいのでしょうか。

そもそも本格実施とは何を指すのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本格実施の定義でございますが、一つの見方として、例えば、40デシベル、障害者の制度に入っていない方々、そういう一定の要件を満たす方を全て対象として実施する場合という場合でお答えをしますと、まず、その対象とする人数の見極めというのを、見通しを持つことが必要でございます。あるいは、補助対象とする場合の経費の範囲、これらも整理することが必要でございます。で、それらの整理をするためには、令和6年度、7年度の事業だけではまだ十分な材料がそろっていないという状況にございます。

そのため、令和9年度からを期間とする第10期の計画の中、その中で制度としてこの事業を運用するという形で盛り込めるのか、あるいは、引き続きインセンティブ的な位置づけとして当面継続するのか、その辺の判断はこれから行うことになるものと思います。

○石川厚子委員 要するに、第10期からもう本格実施、開始するかどうかは新年度の中で検討するといった、そういったお答えだったかなと思います。

1月に、全日本年金者組合旭川支部など4団体が、高齢者補聴器購入費助成制度の正規事業化を求める請願を提出いたしまして、市と懇談いたしました。よく覚えていらっしゃるというふうに思いますけれども、中には、本当に聞こえにくくて日常生活に困っている、そういう方もいらっしゃいました。国の定める障害者手帳のランクからは外れている、本当に聞こえないんですけれども、国のランクからは外れている、そういう方がいらっしゃったんですよね。

この制度が本当に必要な方に届く制度になっていただきたいということを述べまして、この項目は終わらせていただきます。

続いて、寿バスカードについて。

この寿バスカードについては、やはり、大綱質疑でも取り上げさせていただきました。市長も、高齢者バス料金助成制度については、市内における主要な公共交通である路線バスを対象としているため、高齢者施策の推進はもとより、交通事故の抑制や、公共交通である路線バスの利用促進などの効果が期待できる制度、このように述べられています。

この制度は、昭和63年より開始されたと思いますが、この間の経緯をお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度につきましては、昭和63年度に4千円分のバス回数券を交付する事業として開始をしております。

その後、平成2年度に6千円分に、平成3年度に8千円分にそれぞれ助成額を引き上げ、平成7年度には乗車料金の半額を負担していただくカードの発行もしくは8千円分の回数券の交付のいずれかを選択できる制度に変えております。

平成8年度には、バス路線のない一部の地域の方に対してJR乗車券を選択できることとし、平成11年度に、現在の自己負担100円で乗車できるワンコイン方式として、バスカードを無料で発行する方式へと変更したところでございます。その後、平成18年度から、カードの発行に当たりまして、一般の高齢者の方で2千円、身体に障害を有する方などにつきましては1千円の負担をいただくこととしております。

令和2年度に、JRの運賃改定に伴い、JR乗車券の助成上限額を8千円への引上げ、令和4年度から、バスカードの交付時負担金について、利用期間に応じ、段階的に減額する見直しを行ったところであります。

○石川厚子委員 平成8年度には、路線バスのない一部地域についてはJR乗車券を選択できるようにしました。さらに、令和2年度には、JRの運賃改定に伴い、JR乗車券の助成限度額を6千円から8千円に引き上げております。

今後もJRの運賃改定が予想されますが、その際はさらに引き上げる、そういった見込みなのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 JRの運賃改定に伴うJR乗車券の助成上限額につきましては、これまでも引き上げた経過がございますので、反映する方向で検討してまいります。

○石川厚子委員 反映する方向とのことですが。

以前に、西神楽に住む方から、バスの減便に伴い、行きは西神楽から旭川の市街地までバスを利用するが、帰りは、バスのちょうどいい時間がなくなったため、JRを利用するようになったということだったんですね。なので、寿バスカードの利用回数が半減した、今までは、往復、寿バスカードを利用していたのが、2回に1回になったということですね。JRについても、ワンコインで利用できるようにしてほしい、こういった要望が上がっています。

こういった、バス路線はあっても減便した地域についても、JRの利用料の助成を考えるべきではないでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本制度につきましては、市内路線バスの利用を基本とし、対象としているため、それらを利用できる場合にはJRを対象とすることは想定しておりませんが、減便等による利便性の低下は本制度の効果的な運用にも影響するものと認識をしております。

そのため、事業を安定的に継続するための取組と併せて、現行制度の有効性など、将来像に向けた検討も必要であると考えております。

○石川厚子委員 将来像に向けた検討は必要ということですね。

平成11年には、ワンコイン方式、1乗車100円、身障者無料を実施しました。それが、平成18年には、寿バスカードの交付時に利用者から2千円、身障者から1千円を徴収することとしました。なぜ、交付時負担金を徴収することとしたのでしょうか。

また、同じく、このときから、身障者は、それまで無料で乗車できたのが50円を徴収することとしましたが、なぜこの無料を50円に上げたのか、この点についても併せてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 平成18年度に寿バスカード交付時負担金を導入した経緯につきましては、事業費が拡大傾向にある中、制度を継続する上で財政負担への対応が課題となっていたため、利用者にも負担を求めることが必要と判断し、導入したものと理解をしております。

次に、身体障害者の方が利用する際の負担につきましては、制度を継続する上で財政負担への対応が課題となっていたため、利用者にも負担を求めることが必要と判断し、通常の交付時負担金及び1乗車時100円の利用者負担の5割を減免することとしたものと理解しております。

○石川厚子委員 平成18年に2千円を徴収するとしたとき、当初は3千円を想定していたと思うんです。それが2千円となりましたが、なぜこのようになったのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定をしており、平成18年度の導入時に、改定案3千円に対して、審議会からの意見を踏まえて2千円とした経過がございます。

○石川厚子委員 審議会からの意見を踏まえて2千円としたということですか。

平成18年度からのこの寿バスカードの交付時負担金、今述べましたように、一般の方2千円、身障者1千円ですね。これを徴収することによって、それまでのこの利用者数というのは変わったのでしょうか。平成17年度と比較してどうなったのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 平成18年度の制度見直しによる利用者数への影響についてであります。平成17年度の交付者数は3万9千261人で、平成18年度の交付者数は2万9千99人となっております。

○石川厚子委員 今、答弁がありましたように、3万9千261人から2万9千99人と、利用者が1万人以上減ったわけなんですよ。

また、続いてお尋ねしますけれども、コロナ禍の令和2年12月から令和5年2月まで、バス料金、全て無料だったというふうに思いますが、コロナ禍前の令和元年度と比較して、令和5年度の寿バスカードの交付率とバスの利用回数もお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 まず、寿バスカード交付率につきましては、令和元年度32.2%、令和5年度26.5%、次に、延べ利用回数につきましては、令和元年度204万3千943回、令和5年度184万6回となっております。

○石川厚子委員 コロナ禍前と比較して、交付率も利用回数も減っておりますが、これをどのように受け止めますか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 交付率につきましては、これまでも低下傾向であり、その要因としましては、自動車の運転免許の保有状況など本制度を取り巻く社会環境の変化も影響しているものと考えております。

○石川厚子委員 コロナ禍後には外出を控える高齢者も増えてきたと思います。先ほど、平成18

年に交付時負担金をゼロから２千円にしたとき、利用者が１万人以上減ったとのことでした。

交付時負担金を３千円または４千円に値上げすることによって、カードを購入しない、そういった市民も出てくるのではないのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、１か月当たり１往復分の料金相当額を負担していただくという考え方は変わっておりません。そのため、それ以上の頻度で路線バスを利用する方は経済的にメリットが生じることとなりますが、比較的、利用区間が短い場合などはメリットが生じづらい状況も生じることとなります。また、負担金の引上げ、あるいは改定額そのものへの捉え方もあるかと思われますので、寿バスカード申請者数の動向に影響が生じる可能性があるものと認識しております。

○石川厚子委員 可能性があるなんていうものじゃなくて、間違いなく、今まで購入していた方が購入しなくなる、そういう市民が出てくることと思われます。そうすると、高齢者は、家に引き籠もり、社会参加ができなくなり、健康を維持するのも難しくなってくるのではないかと思います、部長の見解をお伺いします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 本制度につきましては、高齢者の積極的な社会参加と健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を援助することを目的に実施してございますが、同様の効果を期待する取組として、各種介護予防教室の開催や、高齢者に対する、先ほどの補聴器購入費用の一部助成、それから、市内の老人福祉センターの運営なども行っております。

今後も、本制度と併せて、それらの関連事業の実施によりまして、高齢者の方が外出したくなる、あるいは、安心して外出できる環境をつくっていくことで、引き籠もりを防止し、高齢者の積極的な社会参加と健康の維持増進を図ってまいります。

○石川厚子委員 今、部長が答弁された介護予防教室や補聴器助成もやっていますよみたいな、これ、よく行政が使う手法だと思うんですね。昨日の国保でも、子ども・子育て支援金分、国保料は上がるけれども、特定健診は無料になりますよみたいな感じですか。

さて、市は、令和５年６月に、高齢者バス料金助成制度、寿バスカードに関するアンケートを実施しました。改めて、このアンケートの目的と概要をお示しください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度に関するアンケート調査につきましては、本事業実施の方向性を検討する上での参考とするため、市民の意見を把握することを目的として実施したところであり、寿バスカードの利用者３千人及び寿バスカード利用者を除く１８歳以上の市民３千人の計６千人を対象としております。

寿バスカード利用者に対しましては、利用の頻度や目的、自動車の運転状況、事業の継続についての考え方等を質問し、６２．５％に当たる１千８７６件の回答を得たところであります。寿バスカードを利用していない１８歳以上の市民に対しましては、日常の移動手段やバスの利用頻度、事業の継続についての考え方等を質問し、３５．１％に当たる１千５３件の回答を得たところであります。

○石川厚子委員 私は、たしか、その年の第４回定例会だったと思うんですけども、こういったアンケートを悪魔のアンケートと名づけました。なぜなら、この事業を行うため、市の予算は、令和５年度で２億円程度を必要としていることは御存じでしたかといった質問の後で、今後、旭川市の高齢化はさらに進み、寿バス事業を実施するために必要となる予算が増加し、市の負担が増えて

いくことが予想されます、これを踏まえて、今後、事業を継続する上で利用者の負担についてのお考えとその理由をお聞かせください、このように続いているわけなんですね。

これは、善良な市民の方が目にすると、旭川市にお金がないのであれば、利用者の負担が増えるのもやむを得ない、そう答えることを誘導しているのではないですか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 アンケート調査の設問につきましては、事業の継続や利用者の負担に対する考え方について率直な御意見を伺う上で、実情を承知いただく必要があるものと考え、設けたものであります。

○石川厚子委員 では、このアンケートの結果を踏まえて、こういった検討が行われたのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 アンケート調査の結果につきましては、制度創設時から現在に至るまでの制度を取り巻く環境の変化などと併せて、現状と課題に関する検討を進め、その内容を、令和7年4月に、高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方として取りまとめたところであります。

○石川厚子委員 続いて、署名とパブリックコメントの結果についてお伺いします。

これも大綱質疑でも聞かせていただいたんですが、パブリックコメントには108件の意見が寄せられ、そのうち90件が値上げに反対しております。反対の主な理由には経済的負担増と外出機会への影響が多く、この中身を見てみますと、値上げには絶対反対です、値上げなんてもってのほかです、値上げは何とかやめていただきたい、2千円のまま据置きになることを希望します、1千円上がるだけでも家計を圧迫します、病院に通うにしてもバスの利用は欠かせません、悲しくてたまりませんなど、悲痛な声が寄せられています。

こういった意見をどう受け止めますか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 市民意見提出手続における反対の御意見の主な理由を見ますと、経済的負担増と外出機会への影響が多く、この制度が高齢者の社会参加の促進に資する取組であること、また、路線バスが高齢者の日常生活において重要な移動手段であることを改めて認識したところであります。

○石川厚子委員 また、増額改定に理解を示す意見が9件あるとのことですが、これも、中身を見ますと、2倍には納得できない、3千円でぎりぎりなどとなっております。

こういった意見を増額改定に理解を示す意見と言えるのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 増額改定に理解を示す御意見につきましては、改定の必要性や考え方には理解を示しつつ、実際の改定額と改定の進め方については、経済的負担増と外出機会への影響等を考慮し、一定の配慮を求める内容であると認識しております。

○石川厚子委員 こういったパブリックコメントの結果をどのように反映させたのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定しております。

現在のバス運賃平均額を適用した結果、4千円となりますが、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針では改定前の1.5倍を上限としていることや、審議会からの、改定に当たっては段階的实施など激変緩和措置を講じられたい旨の答申に対してより丁寧に対応するため、今回の条例改正案においては3千円への改定のみを規定しております。

○石川厚子委員 続いて、署名についても伺います。

寿バスカードの交付時負担金の値上げに反対する署名は1千864筆寄せられました。

改めて、このことに対する受け止めもお聞きます。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、市民意見提出手続を通じた御意見の提出のほか、署名活動も行われたことから、市民の関心の高さと高齢者の日常生活における制度の定着がうかがわれるものと受け止めております。

○石川厚子委員 このとき署名を受け取られた高田部長は、意見を真摯に受け止め、政策決定の参考にしたいと述べられました。

どのように政策決定の参考にされたのでしょうか。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 高齢者バス料金助成制度につきましては、高齢者福祉施策の推進のほか、運転免許証の自主返納による高齢者ドライバーの事故防止や、バス利用の促進にも寄与するものであり、利用者にも一定の御負担をお願いしながら、制度を安定的に継続するための環境を整えていくことが必要であると考えております。

その負担の内容につきましては、アンケート調査による利用実態を踏まえ、対象年齢や1乗車時100円の利用料金を継続しながら、交付時負担金の改正で対応することとしたところでありまして、その改定額は、平成18年度に導入をしたときの算定の考え方に基きまして、これまでのバス運賃の改定を反映し、4千円としたところでございます。また、進め方としましては、先ほども御説明がありましたとおり、令和8年、令和9年の2か年で1千円ずつを引き上げることを改定案として当初お示したところでございますが、いただいた署名の内容をはじめ、市民意見提出手続にお寄せいただいた御意見や審議会からの答申に対し、より丁寧な対応を図る必要があると判断いたしまして、今回の条例改正案においては3千円への改定のみを規定したところでございます。

したがって、改定による利用者数への影響や、利用者、市、バス会社の負担割合の動向なども今後把握するためにも、一定期間は3千円を維持してまいりたいというふうに考えてございます。

○石川厚子委員 ここで終われば美しいのかもしれませんが、もう少し聞いていきたいと思えます。

先ほど審議会から激変緩和との答申があったとのことですが、審議会の諮問は、改定案1、4千円と改定案2、5千円でありました。これは、先ほどの悪魔のアンケートと同様、5千円ではあまりにも上げ幅が大きいのので、この2つの案から選ぶのなら4千円というふうに誘導するものではなかったですか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定しております。

審議会への諮問に当たり、この考え方に基き、現在のバス運賃を適用して算出した4千56円を基に改定案1として4千円、それに加えて、交付に係る事務費及び人件費を計上して算出した4千610円を基に改定案2として5千円としたものでございます。

○石川厚子委員 次に、負担割合についてお尋ねします。

この制度は、利用者、市、バス会社の3者が負担しているとのことですが、平成22年度と令和6年度を比較して負担割合の推移を述べてください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業の実施に要する費用についての利用者、市、バス会社による負担割合の比較でございますが、まず、利用者負担は、平成22年度決算約50%から令和6年度決算約44%、市負担は、平成22年度決算約35%から令和6年度決算約42%、バス会社負担は、平成22年度決算約15%から令和6年度決算約13%となっております。

○石川厚子委員 利用者負担が減って、市の負担が増えていますね。

では、寿バスカードの交付時負担金を3千円にするとどうなるのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定による負担割合への影響についてであります。

まず、利用者負担は約48%、市負担は約40%、バス会社負担は約13%と見込んでおります。

○石川厚子委員 逆に、利用者負担が増えて、市の負担が減るということですよ。

先日、女性団体が申入れを行った際、子育て中の若い会員さんが、市民の負担を増やして、市の負担はどうなるんですかと、このように率直に質問しました。

市の負担を減らすために、市民の負担を増やすことに対する見解をお伺いします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 本制度につきましては、制度を安定的に継続するため、実施に要する費用を利用者、市、バス会社がそれぞれ負担しながら運用を行ってございます。

それぞれの負担の考え方は、利用者については、1乗車時100円または50円と寿バスカード交付時負担金として、バス会社は、協議により決定した率での独自割引として、そして、市は、正規料金で利用する場合のバス料金の総額と事業費の合計から、利用者が負担している額とバス会社が負担していただいている額を除いた額となっております。

それらのうち、寿バスカード、今回の交付時負担金につきましては、これまでのバス運賃の改定に連動してその都度引き上げることを、利用者への影響や利便性に配慮し、慎重に対応してきたところでございますが、特に、令和6年度のバス運賃の改定によりまして、利用者の負担割合の低下と市の負担割合の増加が顕著になっていることから、今後も安定的に制度を継続していくため、今回、寿バスカードの交付時負担金の改定を行おうとするものでございます。

こうした寿バスカード交付時負担金改定の考え方については、市民意見提出手続の資料などにもお示ししてきたところでございますが、今後においても、市民の皆さんに御理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○石川厚子委員 確かに、パブリックコメントは実施してきましたが、先ほど来述べていますように、反対意見が圧倒的多数です。

昨日、中村のりゆき委員のほうからも、市の負担が軽くなる改定はあり得ないといったような発言がありましたけれども、市の負担を減らすために市民の負担を増やすことに対して、副市長の見解をお伺いしたいと思います。

○菅野副市長 寿バスカードについて、様々、御質疑があったわけでございますけれども、その質疑の中で、平成18年の制度改正についても答弁をさせていただいていますが、多少、まずそこを補足させていただきたいと思っておりますけれども、平成15年、16年、17年、18年と、市の財政事情が本当に厳しくて、多くの支出に対してなかなか予算を確保することが難しくて、大幅な行政改革をする必要が当時ございました。

旭川市行財政改革推進プログラム、これを平成16年に、2月だったと思いますけども、策定をして、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針は、その翌2月につくって、それから、本当に財政が厳しくて、社会保障費の増大などがある中で、市税収入が伸びなくて、地方交付税も厳しい状況が続いた中で、財政健全化プランというのを初めてつくったのが平成17年の9月であったと思います。

その中で、様々な支出の部分を見直しして、使用料、手数料の見直しが大体平成17年から18年ぐらいにかけて大幅な見直しをしたという時期に、この寿バスカードの制度についても、どのような形で進めるのがいいのかというのは、議論があったというのは、私、当時を記憶しているところでございます。

制度の趣旨としては、高齢者の皆さんに、やっぱり社会参加の機会をできるだけ促して、健幸、幸せの「コウ」でありますけれども、につなげていただきたいという思いがあってやっている意義ある制度でありましたので、やめるという選択肢ではなくて、どうやって続けていくのかということとを議論した記憶がございます。

その中で、受益と負担の適正化については、やっぱり、サービスを受益する方の負担をどうするかというよりは、私の中では、それを支える、受益を提供しているというのかな、受益者以外の市負担の部分、要するに、その市の負担というのは、その財源はほとんどが市税収入でございますので、多くの市民の方の支えがあってそのサービスが成り立っているという原則に立って、その負担の在り方というのを頭に置きながら受益と負担について考えてきた、その中で、受益者については50%という目安をこれまでも運用してきたというところでございます。平成18年というのはそういう時期であって、何とかこの制度を続けたいという趣旨の中で制度が改正されてきたということとであります。

ほかの地域のバス運賃では、もう既に初乗りで240円とか250円とか、予定されているというふうな話も伺っていますし、私が乗っているバス路線で言うと、多分、平成18年頃は240円か250円だったのが、今調べてみると390円になっています。初乗りだけでなく、区間によって上がり方がすごく大きくて、そういう中であって、受益者の負担が変わらずに、それを支える側の負担が大きくなることについて、やはり、同じ情報を持った中で、市民の皆さんと市はやっぱり議論をする必要があるのかなというふうに思っています。

先ほど、市の負担が減って、受益者が増えることについてどうだという御質問でありますけども、私は、適正なバランスを持って事業を進めることがやはり継続的にやることに対しては必要だと思いますし、そのことについては、市民の多くの皆さんが正しい情報を持つことによって、私は御理解いただけるんでないかなというふうに考えてございますので、ぜひ、それを含めて、今回御提案をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと考えてございます。

○石川厚子委員 今の答弁で、その平成18年度に交付時負担金を2千円にした経緯というのはよく分かりました。しかし、この寿バスカードの利用者が減っていることの背景には、一つには、70歳を過ぎても車を運転される方が増えているということもあると思いますけれども、もう一つ、要支援とか要介護などになってバスで移動することが困難な方、そういう方も増えていることも考えられると思うんですね。最初に市長答弁を述べましたが、繰り返しますけれども、高齢者施策の推進はもとより、交通事故の抑制や路線バスの利用促進などの効果が期待できる制度、このよう

に市長も述べているんですよ。

今、この寿バスカードの交付時負担金を引き上げることによって、高齢者の外出の機会を奪っていいのでしょうか、改めて副市長にお伺いします。

○菅野副市長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、私も、この制度は、意義深い、意義のある制度だと思っていますんで、何としてでもこの制度は継続していきたいと考えてございます。

ただいま、負担が増えることによって利用する方が減るのではないかという趣旨の御指摘ではあったと思いますけども、全体にかかる経費が増えた中で、サービスを受けている方だけが増えないということが本当にいいのかっていうのは、やはり、全体の中でしっかり議論する必要があると思っています。市の負担というか、この部分の支出が増えることでやはり全体の予算編成にも影響するわけでございますので、やはり、その中で適正な負担のバランスというのは、私はやっぱり必要だと思っています。

ぜひ、この制度を続けていくためにも、負担は増えることになるかもしれませんが、多くの方に利用していただきたいと考えてございます。

○石川厚子委員 今、サービスを受けている方だけの制度でいいのか、負担のバランスっていうようなことも言われて、私も、よく菅野副市長の答弁にはごまかされそうになるんですよ。菅野副市長は、間もなく退任されると伺っています。長い間、お疲れさまでした。最後まで、この質問に真真正面から答えないといいですか、このはぐらかす才能については評価いたしたいと思います。

答弁については納得できないので、委員長、総括の取り計らいをお願いします。

○塩尻委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○石川厚子委員 最後の項目、環境部にヒグマ対策についてお伺いします。

鳥獣対策費について、事業概要と予算額をお示してください。

○後藤環境部環境総務課長 鳥獣対策費は、人の生活圏に出没するヒグマや繁殖期に威嚇を行うカラスへの対策を行うための事業であります。

令和8年度の予算額は2千469万2千円であり、内訳としましては、ヒグマ対策関係が2千417万7千円、カラス対策関係が51万5千円となっております。

○石川厚子委員 今、ヒグマ対策関係が2千417万7千円ということなんですが、ヒグマ対策の中でも、特に緊急銃猟についてお伺いしてまいります。

以前に、神楽岡公園で緊急銃猟を想定したヒグマ対応訓練について質疑させていただきました。新年度は、あのときの訓練とどこがどのように違うのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟を想定した訓練につきましては、新年度も、猟友会や警察、上川総合振興局と協力しながら実施していく予定であります。

実際の訓練内容につきましては、新年度、ヒグマの出没状況なども勘案しながら、猟友会と協議して決めていく予定であります。今年度、神楽岡公園で実施しました、そういうシチュエーションを、新年度に入ったら河川敷におけることを想定しまして緊急銃猟の実地訓練などを考えているところでございます。

○石川厚子委員 前は公園でしたが、新年度は河川敷での実地訓練をするということですね。

神楽岡公園の訓練では、腕章を受け取るまでに時間がかかったですとか、市、猟友会、警察の情報共有がうまくいかなかったなどの意見が寄せられたと思いますが、そういった点は検証されたのでしょうか。また、改善は図られる見込みなののでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 今年度実施した訓練では、訓練後の意見交換で、警察、猟友会、旭川市でそれぞれ利用している連絡手段が違うことから現場の情報共有手段の整理が必要であるといった意見や、実際に発砲するまでの手順が複雑で、準備している間に熊が逃げてしまうといった意見が出されたところであります。

そのため、新年度は、デジタル簡易無線機を導入し、連絡手段及び情報共有体制の改善に努めるほか、緊急銃猟の迅速な実施に向けた手順の検証などを行ってまいります。

○石川厚子委員 中でも一番の課題は、ヒグマを発見してから発砲するまで時間がかかるということだと思うんですね。目撃情報があつて現場に行っても、ヒグマはまだその場所にいるということとは非常にまれだというふうに伺っています。

以前にも質疑させていただいたんですが、地域住民に避難を誘導したり、腕章を受け渡すのに手間取ったり、そうしている間にヒグマはほかの場所へ移動してしまうのではないのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟の実施に当たりましては、ヒグマの発見の通報を受けてから実際に発砲するまでの時間、これをいかに短くしていくのかということが大きな課題であります。

そのため、今年度、既に緊急銃猟を実施した自治体が幾つかありますので、それらの自治体の事例について情報収集を行い、それらの事例を参考にしながら、本市で実施する際にどのような点を見直すことで発砲までの時間を短縮することができるのかといったことについて、しっかり検証していくことで効率的な緊急銃猟の実施体制となるよう努めてまいります。

○石川厚子委員 今年度、既に緊急銃猟を実施した自治体の事例を参考にするというふうに今おっしゃられたんですが、具体的にどういった事例があるのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 今年度、全国的に熊の出没が多発しまして、緊急銃猟の制度が施行後、複数の自治体、道内であれば、札幌市でも、実際、熊の捕獲に至る実施がありましたので、そのような事例を、今後、環境省のほうでも事例をまとめていろいろ情報提供していただけることになっておりますので、そういうのを参考にしながら、市でやる場合にどういうものを整えていくことで時間が短縮していくことができるのかといったことについて検証していきたいと考えております。

○石川厚子委員 環境省でその事例をまとめた、その報告を見て検討するというようなことですね。

先日、銃を所持する許可を取り消された猟友会のハンターが取消しは違法だと訴えた訴訟で、最高裁は、2月27日、ハンターと北海道の双方から意見を聞く弁論会を開きました。道側は、建物に向けて撃ったため、人の生命や身体が危険にさらされていたと主張し、ハンターは、本来は警察がやるべきことをやっている、こんなことになるなら誰も撃てないと語っております。

判決はこれからですが、この裁判をどのように受け止めますか。

また、旭川市が猟友会に緊急銃猟を委託する場合、もちろんこういうことが起こることを予測しているとは思いますが、どこまで市が責任を取ることができるのかも、併せてお伺いします。

○**太田環境部長** ヒグマ対策について、いろいろ、様々な御質疑いただいているわけですが、ただいまの御質問にございました裁判につきましては、報道等でその内容等を把握しているところでございますが、委員が御指摘のとおり、まだ最高裁判所の判決が出されてはいないという状況でございます。しかし、どのような判決が出るとしても、今後のヒグマ対策に一定の影響はあるというふうに考えているところでもございまして、本市といたしましても、同じような事案が起こらないよう、現場における状況確認ですとか、安全確保、あるいは、腕章の受渡しによる緊急銃猟の委託のタイミングですとか判断につきましては、やはり、より慎重に行う必要があるというふうに受け止めているところでもございます。

そのため、先ほど答弁にもございましたように、新年度におきましては、デジタル簡易無線機を導入しまして、警察、猟友会、旭川市の3者間で連絡手段や情報共有体制の改善に努めながら、その適切な状況判断が行えるようにするほか、万が一、緊急銃猟の実施により事故等が発生してしまうような、そんな場合も想定して、引き続き、損害保険に加入するほか、ハンターの発砲がどのような状況で行われたのか、緊急銃猟の実施状況を映像記録として残せるように、ウェアラブルカメラといったものの整備もしてまいります。

ヒグマの発生が頻発化する中、市民の安全、安心を守っていくためには、猟友会の協力といったものは欠かすことができないということから、今後、本市のヒグマ対策に協力していただくに当たりまして、裁判では、こんなことになるなら誰も撃てないといった主張もあったようでございますけれども、発砲時において、ハンターの方がちゅうちょしたり萎縮してしまうことのないよう、猟友会としっかり連携しながらその体制整備に努めてまいります。

○**石川厚子委員** 今、部長のほうから、ハンターの方が萎縮してしまうようなことのないような体制整備に努めるとの答弁でしたけれども、私がお聞きしているのは市の責任なんですよ。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の第34条の2には、市町村長は、職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる、このように記されております。

職員以外の者というのは、地域の猟友会などに所属するハンターなどを指すというふうに思いますが、職員というのは市町村の職員ですよ。すなわち、銃の取扱いや発砲できる要件に精通しているとは思われない市の職員がハンターに対して緊急銃猟の指示をするわけなんです。以前にたしか民生常任委員会でお聞きしたんですけれども、市町村長でなくても、部長でも課長でも緊急銃猟の指示はできるということだったと思うんですが、万が一、人の身体ですとか建物に被害を与えた場合、市の責任についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○**後藤環境部環境総務課長** 緊急銃猟を実施した際に事故が起きた場合についてでありますけれども、十分な安全確保を行った上で緊急銃猟を実施することになっておりますので、基本的に事故は起きないという想定になっておりますが、万が一、起きた場合には市のほうが責任を負うということで、それに関する保険にも本市のほうでは入っておりますし、新年度も保険に入る予算を計上しているところであります。

○**石川厚子委員** 市が責任を取るということが分かりましたので、質疑は以上で終わらせていただきます。

○**塩尻委員長** 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 もう午前11時、一応、おはようございます。

旭川市民連合の植木だいすけです。

質疑ですね、これからさせていただきたいと思いますが、私、ちょっと2月の中旬にコロナにかかってしまいまして、皆さん、いろいろと打合せなどがスピーディーにいかなかったなあというところで、すごく反省しているところで、健康管理、当然大事だなあというところであります。

全くコロナとは思っていなかったんですけど、1月から、行政視察に行きまして、その頃にちょうど選挙があるぞみたいになって、で、帰ってきて、1回、臨時会がありましたよね。で、すぐまた予定していた研修を受けに行って、戻ってきたその日からもう選挙が始まって、選挙が終わった翌日からまた研修に行って、また戻ってきて、冬まつりにちょっと参加してみたいなことをやっていると、コロナにいつの間にかなっていて、でも、全然、症状が、私、治るまで一切、せきが、本当にゴホンとも出なくて、こんなコロナも今どきあるんだなあということで、やっぱり変異しているということ。熱もほとんど出なかったんですけど、夜だけちょっと熱が出た日はあったんですけども、ただ、日中、熱がないといっても、やっぱりすごくしんどい感じ、もう頭痛はすごく激しくて、熱があたかもあるような感じでありました。後遺症みたいなのもあって、なかなか、やっぱり、なってみるとしんどいもんだなあっていうのがあるので、今回、ちょっと質疑では取り上げないんですけども、やっぱり、5類になったからといって油断はできないというか、これが、10年後、20年後とかってどういう影響が出てくるのかっていうところもあるので、やっぱり、旭川のまちとしても、そういったことを、また後遺症の問題とかも含めて考えていかなければならないなと思っております。

で、今ちょうど研修に行きました、視察に行きましたっていうお話をしましたけれども、市政に関わっていると、旭川のまちを考えていったときに、やっぱ、公共交通ってすごく大事だなというふうに思いまして、当然、交通手段でもありますけれども、やっぱり公共ってつくだけあって、本当にどういった制度が必要なのか、そして、今、人口減少社会を迎えて、そして、まちの在り方はどうしていくのかっていうところで、リデザインっていうフレーズをよく耳にするようになってきたんですよ。公共交通についても、どういうふうにリデザインしていくのかというところの視点が大事になってきている、今までのような、続けてこれたけれども、その延長線上では駄目なんじゃないかという考え方がすごく今は出ています。

で、私、その公共交通、問題を感じましたというお話をしましたけれども、秋から、10月から4か月間、オンラインなんですけど、リレーの講座で、名古屋大学の加藤先生が、すごくこの公共交通の問題に早くから取り組んでいらっしゃるって、そして、もう本当に、現場にも出て、そして情熱も持って、しっかりと、そういう、地域の方々と膝詰めをしながら、利害関係がある方とともにしていくことによって、一体となって、こう、地域公共交通を維持できるんだっていうケースを幾つもつくっていらっしゃるんですよ。感銘を受けてって言うとなんなんですけど、や

っぱり、その情熱で、まだまだこの人口減少社会においても地域公共交通でまちづくりをできるっていう、何かすごく勇気をもらったような気持ちになりました。

本当に、視察に行ったところでも、そういった公共交通をまちづくりに生かしているというところで、そういった視察をしたり、研修に行ったり、それから、フィールドワークということで、そのオンラインの講座を4か月続けた中で、必ず、その先生方が関わっている地域公共交通会議に出席してくださいと、それが条件だったんですね。なので、地域公共交通会議にも参加させていただいて、行くと、本当に関わっている方、団体、いわゆるステークホルダーですか、ステークホルダーのいろんな方々が出席されていて、その場にはやっぱり福祉関係の方々も多くいらっしゃいました。交通っていうのは、福祉にも大きく関わっている問題でありますよね。そういった視点で、高齢者バス料金助成費のところについて、まず伺っていききたいなというふうに考えております。

既に、中村のりゆき委員とか、石川厚子委員からもいろいろとお話があって、重複する部分はあるかと思うんですけども、御容赦いただきながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3款1項3目の高齢者バス料金助成費、こちらについて、事業概要と予算とその内訳についてお答えください。

そして、寿バスカードの交付人数、そして、それに伴う経費についても併せてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成費につきましては、高齢者の積極的な社会参加と健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を援助することを目的として実施しており、70歳以上の高齢者を対象とし、寿バスカードの交付を受けることにより、市内の路線バスに乗降の際、1乗車につき100円、身体障害者の方は50円で乗車できるものとなっております。

令和8年度の予算額は、2億7千87万6千円で、歳出の内訳は、扶助費が2億5千428万7千円、カード作成費、郵便局への交付委託料等事務費が1千658万9千円となっており、歳入の内訳は、寿バスカード再交付手数料12万8千円、寿バスカード交付収入7千136万5千円、一般財源1億9千938万3千円となっております。

なお、当初予算におきまして、寿バスカードの交付人数は2万6千683人と見込んでおります。

○植木委員 それでは、引き続きまして、事業の仕組みがどういう立てつけになっているのか、こちらについてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本制度の実施に要する費用の状況を基にお答えをいたしますと、利用者は、寿バスカード交付時負担金のほか、1乗車時100円または身体障害者の方は50円の御負担をいただいております。バス会社は、本制度への御協力として、身体障害者を除く利用料総額の9.1%を負担していただいております。この率は、毎年度、バス会社と協議し、決定しております。市は、正規料金で利用する場合のバス料金の総額と事務費の合計から利用者が負担している額とバス会社が負担している額を除いた額を負担しております。

○植木委員 先ほど来も負担の割合などについての立てつけをお聞かせいただいております。市のそういった受益者負担の考え方が取り入れられているということでありまして、半額を、本人、利用される方に負担いただいているという状況であります。

それでは、利用の実績について、年間の延べ利用者数と1人当たりの利用回数について、こちらについてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度の実績で申しますと、年間の延べ利用者数が17万8千514人、1人当たりの利用回数は72.9回となっております。

○植木委員 1人当たり約73回ということですので、大体、月に6回乗っている。3往復ぐらいかなというところであろうかと思います。

そして、こちらが、免許返納の制度があるかと思いますが、そちらの、まず免許返納についての必要性について、こちらについてもお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者による交通事故を防ぐため、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整える必要性があるものと考えております。

○植木委員 そして、返納する方に優遇の制度が取られるわけですが、そちらの内容と、そして、期待する効果についてもお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、今後も高齢化の進行が想定される中、自動車の運転に係る不安に対応しつつ、外出機会の充実を図っていくことが必要であることから、高齢者バス料金助成制度を活用し、運転免許証の自主返納をされた方を対象として、寿バスカード交付時負担金を減免する事業を実施しようとするものでございます。

支援の内容につきましては、高齢者バス料金助成制度の対象者のうち、令和8年4月以降、新たに運転免許証を自主返納された方に対して、寿バスカード交付時負担金を連続する12か月分減免することとしております。

期待する効果といたしましては、具体的な数値でお示しできる状況にはありませんが、令和5年度に実施した高齢者バス料金助成制度に関するアンケート調査において、寿バスカードの利用を機に運転免許証を返納された方が利用者のうち約20%となっており、本制度を活用することにより、運転への不安と外出機会の確保に対して効果的に対応できるものと考えております。

○植木委員 こちらが、交付時負担金を連続する12か月分減免ということでありまして、それが優遇として取られるわけですが、やはり、これが、背中を、最後の一押しというか、になるということで、今回の結果を見ると、2割ぐらいの方がそちらを感じていらっしゃるということでありました。

ただ、こちら、じゃ、これがあるから車を返納してバスを使おうかっていう積極的な理由になっているかどうかというところと言うと、1年間の、よくいろんなサービスでもありますよね、何か月無料とかっていう、そういうのと似た感じで、それがその間に習慣になってくれればありがたいと思うんですけれども、それ以降、やっぱり個人の負担が、13か月目以降ですか、個人の負担が発生するというわけでありまして。

そして、高齢者バス料金助成事業の、こちらについての意義をどう考えているか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度につきましては、高齢者福祉施策の推進のほか、運転免許証の自主返納による高齢者ドライバーの事故防止やバス利用の促進にも寄与するものであり、制度を安定的に継続するための環境を整えていくことが必要であると考えております。

○植木委員 今お話がありましたけれども、事故防止とか、バスの利用促進ということでもあります。当然、今、社会問題として高齢者の方々の事故っていうのがあって、ブレーキとアクセルの踏み間違いみたいなことがよく起きて、ニュースを見ると、あつたりということで、事故が起きているということは、そこで、事故にならなかったけれども、いわゆるヒヤリ・ハットの状況っていうのはもっともっとあるのかなというふうに考えます。

ただ、やっぱり、これも先ほど来もお話があったと思うんですけども、返納できる状況の方々とそうじゃない方々がいるっていうのも、片や、一方であると思うんですね。

そういった視点で、この後、話が出てきますけれども、日の出倉沼地区からありました、民生常任委員会に請願がありましたけれども、そういったところの考え方をどうしていくかっていうところで、しっかりと、これ、やっぱり寄り添った制度設計をしていかなければならないなというふうに感じているところです。

続きまして、寿バスカード交付時負担金、こちらを、これも上げるという議論がなされているわけですけども、改めてその理由についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度を安定的に継続するためには、利用者にも一定の御負担をお願いすることが必要であると考えており、そのための取組として、利便性等を考慮し、対象年齢や1乗車時100円の利用料金を継続しながら、交付時負担金の改定で対応することとしたところでございます。

○植木委員 安定的に継続するためということで、先ほど菅野副市長からもお話がありましたけれども、将来にわたって財政的な負担がどうしても発生するので、やっぱり、継続していくことが大事だということでもありますけれども、その負担について今回議論になっているわけです。

あと、1乗車の100円というところで、大変分かりやすいワンコイン、100円というところではありますが、これも、今後、審議会の答申もあってということで続いていくと思いますけれども、どういう制度設計にするのかというところは大事なところで、審議会での議論の中で、当たり前、交付時負担金も制度上ありますけれども、一回、ちょっとそのあたりもまちづくりの観点からしっかり見ていかなければならないなというふうに考えているところです。

この交付時負担金を上げることによって想定される影響についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方は変わっておりません。そのため、それ以上の頻度で路線バスを利用する方は経済的にメリットが生じることとなりますが、比較的、利用区間が短い場合などはメリットが生じづらい状況も生じることとなります。また、負担金の引上げ、あるいは、改定額そのものへの捉え方もあるかと思われますので、寿バスカード申請者数の動向に影響が生じる可能性があるものと認識しております。

○植木委員 今、交付時負担金のことについてお話を伺っているところですけども、この額について、やはり、多様な、皆さんからのアンケートとかでも意見もありますし、今のそういった物価高の中で、維持することはできないのかということについてもお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、制度を安定的に継続するための仕組みとして平成18年度に導入されたものであります。

制度を安定的に実施する上で、利用者、バス会社、市の3者による負担割合のバランスに配慮することが必要であります。近年のバス運賃の改定により、市の負担割合が大きくなっている状況でございます。令和6年度に検討を進める中で、対象年齢や1乗車時の料金の見直しや利用上限額の設定については、いずれも、現在、自ら自動車を運転できない方、通院や日用品の買物などで利用されている状況に鑑みますと、利用者への影響が生じ、その対応策の検討に時間を要することが明らかとなったところであります。

それらの状況を踏まえ、当面の対応として、寿バスカード交付時負担金の考え方に基づき、これまでのバス運賃の改定に連動した内容での負担金の改定により、利用者への影響をできる限り抑えつつ、制度を安定的に継続するための環境を整えようとするものであります。

○植木委員 利用者とバス会社、市の3者の負担割合のバランスの配慮が制度上必要だというお話がありました。そして、令和6年度の検討を進める中で、もうそういう検討をしてきたというお話であります。で、こちらが、お話がありましたとおり、影響をできる限り抑えつつ、制度を安定的にということであったところですが、この高齢者バス料金助成制度、これも先ほど来ありますが、昭和63年度に創設されて、平成18年度の寿バスカード交付時負担金を導入したと。

で、度々、制度見直しが行われている部分もあるかと思います。制度が対象としている市内路線バスを取り巻く環境というのも変わっておりまして、かつて路線があったところが見直しになって減便になったり、そして廃止になったり、そして、バス会社さんの今の状況というのは、昔ではちょっと想定できなかったことだと思うんですね。それは、公共サービス、エッセンシャルサービス関係のところ、全てで言えることだと思うんですが、今までと同じような曲線では、ちょっと、なかなか物事が描けなくなっているというところかと思います。

では、今後の課題についてお答えください。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 本制度につきましては、これまで何度か見直しを実施されておりますけれども、市内路線バスの運用を前提とした事業としてこれまでずっと運用してきてございます。制度の効率的な運営を図る上で、市内の全地域をカバーし、一定程度の利便性が確保されていることが望ましいというふうに考えてございます。

現在、制度は、アンケートによりますと、通院だとかレクリエーションなど、多様な目的で利用されておりますけれども、市内路線バスの減便など社会環境の変化による利用者への影響も利用目的によって変わってくるし、それらに対して現行制度の中で対応することが今後も可能なのか、あるいは、他の方法でどのように対応が求められるのかなど、将来に向けた検討も進めていくことが今後必要であるというふうに考えてございます。

○植木委員 将来に向けた検討ということでありました。

やっぱり、御年配の方々なんですけれども、バスを利用することによって移動が生まれて、そして何か活動が生まれるということを考えて、当然、そういったことによってまちが維持されている部分が多々あると思うんですね。アクティブシニアというふうに呼ばれますけれども、本当に、市民活動、社会活動の中でそういった方々が占めている比率というのはすごく大きいものと考えます。皆さんも分かっているとは思いますが。

で、そういった方々が外出することによって生まれる経済効果、そういった部分で言うと、すごく大きなものなんですよ。そういったクロスセクターベネフィットという視点から捉えたとき

に、そういった方々が動いて社会が成り立っているっていう部分がなかなか見えてこない、ぱっとは見えてこないんですけれども、仕組みとしてそこはどうなんだろうって突き詰めたときに、本当に、そのおかげで、また健康も維持される、介護予防にもなっている、外出機会を、何とか、抑える方向ではなくて、活発に外出できるような制度にしていかなければならないと思っています。

さっき、ちらっと話しました日の出倉沼地区からの請願がありました。この部分で、ちょっと思うところがあるわけなんですけれども、日の出倉沼地区は、かつて、本当に遡っていくと、昭和40年代ぐらいっておっしゃっていたかな、バス路線があったらしいんですよね、2本。それは、南端線のところと、それから、その地域から東川に抜けていく路線があったけれども、やっぱり、社会のそういった構造の変化等で、バスがなくなってしまったという経緯があったそうです。

そして、10年ほど前にその地域の方々が声を上げて、声を上げてというか、公共交通の、その地域を走るコミュニティーバス的なものを走らせられないかということで、市の方に来ていただいたらしいんですけれども、なかなか難しいということになったというふうに聞いています。難しいというのは、何か、運行する管理者的な立場の人がいなければ、なかなか継続していけないということだったそうです。

私も、先ほどちょっと視察とかもいろいろ行ってきたんですというお話をしたんですが、行政視察で、四日市市のNPO法人が運営しているコミュニティーバスがあるんですよね。生活バス四日市という、NPO法人で、2002年からそういった事業を、NPOとして事業をやったと。

そのお話を聞くと、特別な専門家がいたわけではなくて、地域の自治会長さん、路線バスがなくなると。地元の路線バスがなくなるときに、地域の自治会長さんとその仲間で、何とかこれはできないかというふうに声を上げて、そして、それを市と掛け合いをやったと。で、四日市市の場合は、そういった市民の主体性で公共交通を維持するような制度を何とかつくっていかねばならないということで、そのNPOがバス路線で稼いだ額と同等額を援助するというような構造で、生活バスよっかいちを運営しています。

本当に、2002年ですから、今と時代背景とか社会構造は全然違うっていうところはあると思うんですけれども、今でも続いているんですよね。コミュニティーバスですから、運転手さんはどうしているのかというと、運転手さんはバス会社さんに派遣をしていただいている、そして、路線をどう組み立てるかっていうのも、地域の人たちと相談をして、路線の、当然、収益の見通しも立てなきゃならないですから、そういった利用の評価、どのルートを通るかというルートの決定もそうですし、そして、あとは地域の会社さんやなんかが協賛金なんかを出して運営している仕組みでした。

私も、始発から終点まで乗って見たんですけれども、本当に細かい住宅街を走ったり、それから、病院に寄って、公共施設に寄って、最後に郊外のほうにあるスーパーにたどり着くというような路線でありました。本当に削るところは削って、そして、お金をかけるところはかけてっていうところで、当然、時代背景があって利用者数は減ってはいるんですけども、そういった形で運営していると。

共産党の能登谷さんも、そういった、議場で所沢市のお話もされていたんですけれども、私も全く同じ問題意識を持っています。やっぱり、民間のバス会社さんというのは、当然、営利企業、株式会社として運営しているわけであって、成り立たなければ成り立つ方向に持っていかなければな

らない、そして、今は観光需要もあって観光バスも運営しなければならないと。いろんなことを考えながら、当然、利用が減ればバスを減便しなければならないというような状況になっていきます。

そういったことでありますけれども、やっぱり、そうなってくると、どうしても手薄になる地域、もともと空白地域もありますし、今回のこの高齢者バス料金助成費って、バスが通っている地域しか恩恵がないじゃないですか。バスが通っている地域は、バスがあるからいいよね、しかも、助成がされるわけですよ、料金がね。バスのない地域の人たちっていうのは、本当に、全部、まあ、車を運転できる間は当然いいですよっていう、あると思いますが、先ほど来話しているとおおり、時代がどんどん、どんどん変わって行って、年を重ねてというわけで、先ほどの日の出倉沼地区の方々も、10年前にお話を聞いたときと、10年たっているわけですから、10年、年を重ねたと。当時70歳で、これは何とかしなければと思った方々が、今80歳になっているということを見ると、やっぱり、免許の返納も考えなければならない。一緒に住んでいない家族とかに運転の代行を頼まなければならない。そういった、ちょっと、何ていうんでしょう、肩身の狭い思いをしている方も多くいらっしゃるし、当然、懐の部分で、出費も、タクシーを呼べば、その都度、すごくお金がかかるという状況になっていると思います。

そういった空白地域の方々を、どう、旭川のまちづくりの中に一緒に参画してもらう上で、社会活動、市民活動、そういった経済活動に参加できる体制をつくるかという意味で、本当に旭川も将来にわたってしっかり考えていかなければならないなと思っています。

私、個人的には、もう本当に、この負担金すらゼロ円にならないのかなっていうぐらい、極端ですけども、理事者の方々はそんなわけには当然いかないってなと思うんですけど、ゼロ円にするぐらいの積極的なまちづくりをやっているところもありますよね。

千葉の、ちょっとどこのまちか忘れちゃったけれども、もうバス料金をゼロにした、市長の英断でそれはしたということだったんですけども、それによって、やはり、これもこの議論をするときに出てくるお話ですけども、介護予防につながると。皆さんがまちで生き生き活動をして、その上で健康でいられるっていうことで、本当の意味の福祉を実現できるということで、もう、そのための費用であれば、安いもんだとは言っていなかったと思いますけれども、そういった形で、全然、見合うものだという考え方があります。

先ほど話したとおおり、旭川でも、やっぱり、その地域、地域の人たちがどういう交通が欲しいのかっていうところは、もう本当に、これ、待ったなしじゃないかなというふうに考えているんですよ。3年先、5年先って、このペースで行ったらどうなるんだろうというふうにすごく感じています。

そういった意味で、これから、しっかりと、私も、関心として地域の交通をどうしたらいいのかっていうのは考えていますけれども、交通という狭いくくりではなくて、本当にまちづくりの大事な大事な毛細血管として取り組んでいきたいなと思っていますところなんです。

その上で、日の出倉沼地区のお話の中で、日の出倉沼地区に住んでいらっしゃる方、日の出倉沼地区っていうと、旭山動物園の下っていうんですか、手前っていうんですか、近くに米飯線が走っていますよね。「のり。タク」ということで、旭川市でデマンドのタクシーが走っているので、私的には、何とか、これってうまくアレンジできないのかなということで、地域振興部の方に来てい

ただ聞いて聞いたんですけれども、やっぱり、何か、立てつけ上、なかなか、そのエリアを拡大して、すごくまた広いエリアを追加するとなったときに、簡単にはできないらしいんですよね。何か、こう、そういった仕組みをうまく使うことによって、解決策、落としどころってあるんじゃないかなというふうに考えています。

日の出倉沼地区の方々からは、私はバスでと思ったところもあったんですけど、タクシーの助成制度をつくってほしいというふうにおっしゃっているんですよね。かつて、バスではちょっと難しいと言われていたってところもあるでしょうし、障害者の方向けのタクシーの助成制度がありますので、何か、そういったものをうまく使えないかというところでありました。

この辺も、中村のりゆき委員からもタクシーの助成のお話もありましたけれども、やっぱり、あの手この手で、地域の主体性を、地域が真剣に考えて、どうやったらそういった足を確保できるのかという議論は、日の出倉沼地区の意見というのはこの場ではすぐは出ないと思うんですけれども、やっぱり、どこか落としどころ、どの手段がいいのか、デマンドタクシーなのか、そういったコミュニティーバスなのか、地域の乗り合い、社会福祉協議会とかが一部でやっているらしいんですけど、地域の乗り合いなのか、そういったことを真剣に考えていかなければならないと思っています。

障害者の方のタクシーの助成制度をそのまま持ってきますよっていうわけにもなかなかいかないってというのは、日の出倉沼地区の方々が感じている、そういった交通空白の問題ってというのは、当てはまるところはいっぱい今出てきていると思うので、モデル事業としてやるってことはありなのかもしれないんですけど、なかなか、そこだけに入れるってというのは難しい部分もあるかと思っています。

ただ、本市としては、やっぱり、きらきらとした、そういったところにお金を、予算をかけるのも大事かもしれませんが、まず、そういった暮らしている方々に寄り添ったもの、きらきらとした施設も魅力はありますけれども、将来にわたって、旭川は安心して住めるんだなという姿勢を示すということも大事なかなというふうに考えております。

ということでありまして、ちょっと予定していなかったんですが、せっかくなんで、菅野副市長、いいですか。

○菅野副市長 日の出倉沼地区のお話がございました。寿バスカードの制度は、非常に意義深い制度でありますけれども、確かに、御指摘のとおり、使えない生活者の方が実際にいるわけでございます。

実は、先日、補正の委員会で、今まさに委員がおっしゃられたように、能登谷委員さんから資料要求がありまして、市内のデマンド交通の実態について資料があって、私もずっと公共交通に携わってきたんですが、実は、その資料の内容を初めて見る部分があって、驚いたのが、豊里線、全体で730万円ぐらいの経費がかかっている中で、利用者が1千200人ぐらいでしたか、1人当たり5千円の運行経費がかかっている中で、そこは寿バスカードが使えますんで、利用される方の中には100円で利用されている方もいらっしゃる。要するに、100円の負担で5千円のサービスの提供を受けているということでありまして、これは、公共交通を守る立場から言うと、必要なサービスであることは間違いありません。ただ、そのやり方だとか費用負担の在り方については、当然、サービスを受ける方だけでなく、市民全体の議論がやっぱり必要なのかなというふうには思

っています。

ただ、こう申し上げますのは、私は空白地域の公共交通は必要でないって言っているのではなくて、やはり、市民の生活の足である以上、何らかの手だては必要なんだというふうには思っているんですよね。だから、そういう意味でいきますと、寿バスカードに頼らない別の手法も含めて、どういう形で移動を支えるのか、やはり、真剣に議論し、検討する必要があるというのは認識しています。

私もいろんな地域の実情を聞いていますけれども、特に、北海道以外のところでは、自立した自治体というか、集落があって、人口が減っても、その主役になる方が少なくてもいるんですよ。そういう方が中心になると、やっぱり、コミュニティーバスのような地域主体の運行もできるんですが、残念ながら、旭川市で本当に困っているところは、そういう主体になるような、主役になるような方が決して多くないというか、少ない地域が多いんで、やはり、行政の関与の仕方というのが非常に大きいというふうに考えてございますので、寿バスカードについての御質疑ではありますがけれども、そういうことを含めて、市民の移動の足についてどうするか、今後検討していく必要があると考えてございます。

○植木委員 突然振りまして、ありがとうございます。

本当にそうですね。菅野副市長も、そうやって、バスの、公共交通に関わってこられたっていうことを知って、まだまだいろんなことを教えていただきたいなというふうに思っております。残りの期間も教えていただけたらと思っております。

そうですね、私もお話しした、すごく、12月からいろんなところに視察に行ったり研修に行ったりするんですけど、行くたびに、その地域の公共交通はどうなっているかなと思って、夜、着いた日に余裕があれば、バスの案内所へ寄ったりとかして、どんなコミュニティーバスが走っているのかな、その地域ならではの走っているのかなっていうところで、乗ったり、朝、早起きをしてその地域のコミュニティーバスに乗って、乗れるだけ、何本か乗り継いだりとかしてとかっていうふうにして見るようになりました、問題意識を持って。今までそんなことはなかったんですけども。

あとは、これも地域公共交通会議で行った飛騨市は、もうコミュニティーバスを運営するための運転手さんがいないので、行政の職員の方が、副業を認めて、朝、運転手をやってから役場で働くというような、もう本当に柔軟な発想でやっていたりもするんですよ。

なので、本当に、今回の日の出倉沼っていうのは、菅野副市長からありました、やっぱり、キーマンというか、情熱を持った人たちが当然いなければならないっていうのは、私もそうだと思います。日の出倉沼地区は、少なくともそういった声を上げたっていうのは、私はすばらしいなと思っております。どのように手を差し伸べるかっていうのは、本当にこれからも継続して議論していきたいと思っております。

そうですね。全部が全部、成功するわけではないということで、AIだからうまくいくだろうっていうわけではなくて、やっぱり、目的に合った、そういった体系が必要だということで、そういった取組を今後も続けていきたいなと改めて思いまして、この質疑については終わらせていただきたいと思います。

続きまして、住居表示についてお伺いをしてまいります。

住居表示って、当然、それを聞くと、どの辺りのどの区画のどの辺かなっていうのを想像がつくわけで、当たり前に思っていたところなんですけれども、それにしても、今回の予算のを見ていましたとおり、まだ、住居表示って、あれ、続いているのかなというふうにちょっと疑問に思ったところがありました。

私は、20代から30代の中ぐらいにかけて行政書士の仕事をやっていたんですけれども、そのときに、手続がありまして、代行して書類を書いて提出をするというような仕事なんですけれども、書類をつくる上では、正確な住所と、そして、あとは印鑑も大事な要素でありました。場合によっては、認め印ではなくて、印鑑証明をつけて、それと実印ですよということで実印をつくるところでありましたけれども、印鑑については、皆さん御存じのとおり、大分、サインでよくなったりとか、省略されているところもあります。

片や、住所の部分で言うと、そういったところで正確に手続上はしなければならないということで、私も、過去に一度、すごく痛い目に遭ったことがありまして、依頼者の方から聞いていた内容で書類をつくって提出したところ、間違っているということがあって、そのときっていうのは、やっぱり、住居表示はシンプルなんですけど、地番で来ると、何番地の何なのか、何番何なのか、何番の何なのかとかも一字一句チェックされるわけで、そこが間違っていると、余計なことを書いてあるとはねられちゃうっていう経験があります。

で、そういった住居表示がまだ続いているんだなあという、ちょっと素朴な疑問を持ったものですから、こちらについてもお話を伺っていきたいと思います。

2款3項2目の住居表示推進費の事業概要をお聞かせください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 住居表示推進費につきましては、合理的で分かりやすい住居表示、町名・町界整備等を実施し、市民生活の利便性と行政効率の向上を図っていこうとするもので、予算額は326万1千円で、その内訳としましては、会計年度任用職員に係る人件費として299万7千円、住居番号表示板などを購入する消耗印刷費として20万3千円などとなっております。

○植木委員 326万1千円ということでありました。

住居表示は、私が概念的に思っているところでありましたので、改めて、意義としてどうなっているのか、お聞かせください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 住居表示は、昭和37年5月に施行された住居表示に関する法律に基づいて全国的に実施されており、道路や河川で区切られた地域、これを街区と言いますが、そこに街区符号をつけ、街区内の建物に住居番号をつけて、町名とこれらを組み合わせて住所を表します。

住居表示が実施されていない地域は、土地の地番を用いて住所が表されることから、地番が順序よく並んでいないことや、飛び番、欠番などができているなど、分かりにくくなっていることがありますが、住居表示を実施することで、建物の所在が分かりやすくなり、郵便物の誤配の減少や、救急車ですとかパトカーなどが早く目的地に到着できるようになるなど、日常生活の利便性の向上が図れるものと認識しております。

○植木委員 街区単位で割り振りがあると。で、住居表示が実施されていない地域はということ、土地の地番ということで、これはもう、本当に、北海道の場合は開拓されてからということな

ので、歴史部分で言うと、まだ短い、本州のほうと比べると短いのかもしれないんですけども、そういった土地の関係の手続がされることによって、所有者が変わったりとかしていくことによって、番号が並んで、飛び番、欠番ということで、私の住んでいる北星地区なんかも、住所だけを見ると、もうどこなのか全然分からない、何千番とか、そういったところもあったりもする地域もあるかなというふうに感じました。

改めて、書いていただけると、郵便物の誤配の減少だとか、救急車、パトカーなどということを知ると、やはりそうだなということによって改めて実感したところです。

それでは、住居表示の進捗、完了の見込みについてお聞かせください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 住居表示計画区域7千841ヘクタールのうち、実施区域は5千611ヘクタール、現在の実施率は71.5%となっております、現時点において完了時期は未定となっております。

○植木委員 そうですね。私がかつて住んでいた地域が住居表示に置き換わったのがいつで、それから、大人になって住んだ地域が住居表示に置き換わったのがいつでっていう、自分なりの持っているものから言うと、てっきり、全市的に、これ、完了しているものかなと思ったら、まだ3割近くが住居表示が済んでいないということでもあります。

進んでいない地域、いただいた資料を見ると、北星地区が、昔、昔という言い方でいいのかな、開拓が進んでいたときに、あの辺り、古い町並みというか、古い住宅街、今でも道路が入り組んでいるところとかもありますし、つくりなので、あつ、その地域がやっぱり残っているんだとか、あと、まちなかも意外と残っているんだとかっていうことが分かりました。

そして、この進んでいない理由というのがあるのかなと思うんですが、年数がかかって、もう今この状況ということなので、あるんですけども、その理由についてお聞かせください。

○今市民生活部市民生活課長 住居表示は、日常生活の利便性が図られる一方で、地域住民の方々には住所変更の手続などで負担になる面もございます、例えば、運転免許証やマイナンバーカード、不動産登記などのほか、最近ではインターネット上で個人情報登録して受けるサービスも多くあると思いますが、これらも含めて、御本人に関わる様々な住所変更の手続が発生したり、また、企業においては、法人登録上の住所変更などのほか、名刺や印刷物等の修正、変更に伴う費用負担が生じるといったこともございます。

このため、住居表示を進めるには、丁寧に地域と協議を重ねる必要があること、また、多額の財源確保が必要なこともあり、一部地域において実施に至っていないところでございます。

○植木委員 そうですね、確かにいろんな手続がありました。具体的に書いていただくと、ああ、なるほど、なるほどということであるわけですけども、そして、やっぱり、大きいのは企業さんなんかの負担が大きいというふうにも伺いました。確かに、いろんな郵便物もそうですけれども、封筒を作ったり、名刺を作ったり、そういった事業に関わることっていうのは、変更箇所が確かに多いよなあということでもあります。

一方で、その一回というか、住居表示が変わりましたよってなって、そのときに手続をしなければならぬことが出てくるわけですけども、そこから年月がたってしまうと、やっぱり、住居表示は分かりやすいよねというよさがあります。絶対どっちでなきゃ手続できないというような話ではないのでありますけれども、そういったメリットもあるということで、地域の方々ともそういつ

た意見交換などもされているということを伺いました。

地域にとって、そういった方々の意向をしっかりと反映するということは大変大事な事かなと思いますので、引き続き、これも月日がたつことによって変わっていく部分もあろうかと思います。また、インターネット社会になってきているので、ICTとかAIとかで解決できる部分というのは多々出てくるので、そのまんま地番表示でも間に合うこともあるのかもしれないんですけども、住居表示という制度を、しっかりと分かりやすい街区を整理するということでありまして、今後とも取り組んでいただけたらと思います。

では、住居表示については以上となります。

委員長、ちょっと時間的に差しかかるかなという部分もありますので、午前は、一旦、これでよろしいかと思います。

○塩尻委員長 それでは、時間のほうが中途半端になるということですので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 1 時 00 分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 午後も引き続きということで、よろしくお願いいたします。

お昼休憩のときに、さっき中野委員とばったり会って、お昼に何を食べたかというお話をして、中野委員は、眠くなるので、眠くならないように炭水化物を取らないというお話をされていて、ああ、そうだ、僕もだと思って、私、1階の食堂のお弁当を取るんですけど、前は、御飯2分の1とか3分の1とかでお願いしていたんですけど、もう最近はずっと御飯なしで、エア御飯で、お弁当の御飯なしなので、それはお弁当じゃないだろうという指摘を受けたのを、おかずだろうと言われているんですけども、でも、旭川のおいしいお米なので、しっかりこれからは食べなきゃ駄目だなあと思いました。

ということで、始めていきたいと思います。

ということで、委員会で視察に行ったときのテーマに重なる部分があるんですけども、民生常任委員会で横須賀に視察に行きまして、エンディングノートのお話とかもありましたよね。エンディングプランというのが、やっぱり、そもそも福祉というのは、人間の健康、体の健康と、そして、幸せ、幸福のためにある言葉だと言いますけれども、そういった中で、人生の本当に最期に、その人の尊厳だとかも含めて、どういった最期を迎えたいっていう思いっていうのは、やっぱり、人生の終盤になるとどうしても出てくる、どうしてもというか、皆さん、あるもんだと思います。本当に尊厳ということだと思うんですけども、自分はこうしたいなということで、エンディングノートというのも、もう本当に社会として広まっているところかと思いますが、そういったところを含めてお伺いしていきたいと思っております。

まず、4款1項4目で旭川聖苑改修費と旭川聖苑火葬炉等整備費ということで、こちらも既に御質疑等はあったかと思うんで、重複する部分はあるかと思いますが、お付き合いください。

では、そちらについて、事業概要をお示しください。

○**鈴木市民生活部市民生活課主幹** 旭川聖苑改修費につきましては、旭川聖苑の施設設備の改修を行うもので、令和8年度は、一部火葬設備に係る維持補修等に関する経費を計上しており、予算額は4千119万3千円、旭川聖苑火葬炉等整備費につきましては、火葬炉の老朽化や施設の長寿命化への対応を図るため、順次、既存火葬炉への入替え工事を行っているもので、令和8年度は、火葬炉2炉分の改修工事等を計上しており、予算額は2億8千570万円となっております。

○**植木委員** 続きまして、旭川聖苑の概要なんですけれども、供用開始時期と火葬炉の数をお聞かせください。

また、市民以外の方々の受入れの体制、状況についてもお聞かせください。

○**鈴木市民生活部市民生活課主幹** 旭川聖苑は、平成12年2月に供用を開始した東旭川町倉沼にある市内唯一の火葬場であり、火葬炉の数は現在15炉となっております。

火葬の受入れ状況といたしましては、令和6年度における火葬件数の実績で申し上げますと、年間5千570件で、そのうち、市内の割合は93.2%、残る6.8%が市外となっております。

○**植木委員** 高見委員の資料要求でもありましたけれども、10年間ぐらいで見ると3割ぐらい増えていたかなあというふうに件数がありました。で、市内の割合が93%で、約7%が市外の方だということでありました。

それでは、運用開始から現在までの火葬炉の改修、そして、更新に係る状況を教えてください。

○**鈴木市民生活部市民生活課主幹** 供用開始当初は火葬炉は13炉でありましたが、平成14年に1炉を大型化し、平成29年度からは、大型火葬炉1炉を含む2炉の増設工事を行い、平成30年度から15炉体制となっております。また、令和元年度から、既存炉の更新作業に着手しており、令和7年度までに8炉分の入替えが完了しているところであり、あわせて、炉の維持補修作業につきましても、毎年度、順次進めております。

○**植木委員** 今、そういった、13炉あったのが15炉体制になっているということで、その中で、その10年間で3割ぐらい増えているというところで、様子見のところもあるかと思うんですけれども、今後、まだまだ後期高齢者の方々が年を経ることによってお亡くなりになる件数が増えていくことが想定されています。

改修、更新を続けていくことで、将来にわたってこちらの聖苑を使い続けていくことができるのかどうか、お聞かせください。

○**今市民生活部市民生活課長** 火葬炉の耐用年数につきましては、製造元からは、更新前の炉でおむね20年から25年、更新後の炉で25年から30年と聞いており、適切な時期に維持補修も行いながら使用してまいりたいと考えております。

○**植木委員** そうですね、フル稼働というか、毎日、毎日と稼働しているもので、耐用年数があるかと思いますが、その中で25年から30年ということで、先々を見据えて取り組んでいるというのはよく分かりました。

これは、本市に限らずですけれども、大都市で、火葬の待機期間というんでしょうかね、火葬待ちの状況というのが、特にコロナ禍とかも、本当に社会問題だったかなというふうに思います。

本当に、そういった状況でお亡くなりになって、御親族の方々とかのことを考えると、やはり、そういった待機期間というのは負担じゃないかなと思いますが、本市の状況ですね、そういった状況が起きているのかどうか、稼働率についてもお聞かせください。

○**今市民生活部市民生活課長** 本市の火葬状況といたしましては、令和6年度実績で、1日平均の火葬件数が15.9件となっており、1日当たりの受入れ数が42件という日が最多でしたが、いずれにおきましても、即日受入れをし、火葬を終えているところでございます。

○**植木委員** 最多の受入れが42件という日もあったということでありますので、聖苑については、到着順、先着順とえばいいんでしょうかね、で、受付をされているということでもありますので、本当に一日がかりになってしまうということでもあります。

あとは、そんな中で、聖苑の中の売店、飲食が伴える売店は、今回、もう継続できなくなって自動販売機に置き換わるというふうな話も聞きました。聖苑の中で、いかに、お亡くなりになった方に寄り添うような形で親族の方々が来られているので、今後も、その都度、その都度、状況、在り方、そして、先ほど炉の更新についても伺いましたけれども、施設として、引き続き継続的に、そういった安らぎを持たれるような施設としての運用を望んでいます。自動販売機になるということでありましたけれども、そのあたりも状況を見て進めていただけたらと思います。

そうですね、当面、そういった多死社会と呼ばれる状況が、日本全国、どこでも起きているわけですが、そして、それがさらに進むと、今度は、高齢者の方々が減少することによって、本当に人口減少社会、本格的な人口減少社会に進んでまいります。

そういった進んだ場合の状況、想定している状況もあればお聞かせください。

○**今市民生活部市民生活課長** 全国的には死亡者のピークは2040年頃との推計がございまして、本市における死亡者数や火葬件数もその推計を基に見込む必要があると考えております。

○**植木委員** そうですね、推計を基にということでありました。

次も、これもほかの方も質問されておりましたが、火葬に係る費用はどれぐらいなのか、まずお聞かせいただけたらと思います。

○**鈴木市民生活部市民生活課主幹** 12歳以上1体につき、使用料で申し上げますと、亡くなられた方が旭川市民の場合、1万2千円となっております。

○**植木委員** 続きまして、市民の方ということでありましたけれども、市民以外の方、または、そうですね、近隣に住んでいるとかというケース、それから、例えば、旅行中の方とか、外国の方とか、そうですね、この市内、もしくは近隣でも、外国の方も住んでいるかと思うんですけれども、外国人の方の場合はいかがでしょうか。

○**鈴木市民生活部市民生活課主幹** 市民以外の場合につきましては、1体当たり2万4千円で、外国籍の方の場合でありましても、本市に住民登録があるか、ないかによって使用料が決まることとなっております。

○**植木委員** こちらが、市民以外の方でも御利用がいただけるということで、2万4千円ということでありました。

本市に縁のある方、ゆかりのある方とか、その状況によっても変わってくる部分があるのかなと思いますけれども、こちらについては、ほかの方の質疑でもありましたけれども、現状はこの費用で当面いくというお話でありました。

今、今回の予算の委員会でも、いろんな手数料とかの今後の見直しがありましたけれども、今回、こちらは据置きということであります。当然、状況を見ながら予算立てをしていかなければならないという部分はあると思うんですけれども、こういった、本当にお亡くなりになるという悲し

みの場所ということで、ケースでありますので、そういった寄り添えるような金額設定も心がけていただけたらと思います。

今、聖苑についての質問をさせていただいたということでありまして、続きまして、関連ということであります。火葬ということでありましたけれども、現代の孤独社会っていうんでしょうかね、孤独死を迎えられる方もいらっしゃいます。それから、先ほどエンディングノートというお話もしましたけれども、エンディングノートに取り組んでいても、それが見つからなければそのエンディングノートに沿った形にできないわけでありまして、そういった場合のことについて関連として伺っていききたいと思います。

では、3款1項1目の行旅人法・埋葬法対応費ということで、いわゆる無縁仏ということで横須賀市の事例を民生常任委員会のメンバーで学んできたところでもありますけれども、では、そちらなんですが、引取り手がいなければ、死亡地の市町村長が埋葬、火葬を行うと定めた墓地埋葬法第9条というのがあります。

本市においては、こちら、どう対応を行っているのか、そして、該当する件数とその推移についてお聞かせください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 引取り手がなく、火葬を行う身寄りの方がいない、または、判明しない御遺体につきましては、墓地、埋葬等に関する法律において、死亡地の市町村が火葬等を行うとされております。

このため、病院から、あるいは、自宅でいわゆる孤独死の状態で発見された方の場合には警察から、亡くなった方の遺体の引取り手がいないと連絡があった場合につきましては、本市が遺体を引き取り、火葬を行っております。

その件数は、令和3年度は17件でありましたが、4年度は33件、5年度は40件、6年度は37件というふうに推移しておりまして、7年度も現時点で35件となっております。

○植木委員 続きまして、その亡くなった方の身元の確認についてはどのような対応を行っているのか、お聞かせください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 既にお亡くなりになられまして、遺体の引取り手が見当たらないので市で引き取ってほしいと連絡のあった方につきましては、それから市で引取り手を見つけるのは現実には困難でございますし、遺体の保管にも費用を要しますことから、本市では、委託業者に連絡を取り、すぐ御遺体を引き取り、速やかに火葬を行っているところです。

○植木委員 そうですね、身元引取り手が見当たらないということでありまして、そもそも無縁仏、身寄りがないというふうに聞くと、身元引取り手のないケースと聞くと、本当に孤独な環境の方なのかなと思いましたが、横須賀市でのお話によると、横須賀市のケースによると、1993年ぐらいから、身元が判明しているにもかかわらず、引取り手としてなっていないケースが増え始めた、そして、10年後の2003年からはもう急増しているということなんですよ。で、本当に引取り手のない御遺体、遺骨の9割以上は、実は身元が判明していて、だけれども、ちょっと、そういった引き取っていただけないケースが増えているということでありました。

で、今、旭川のケースを伺いましたが、そういった見当たらないので引き取ってほしいとの連絡があった場合には、もう速やかにということであります。速やかに火葬を行うっていうのは、先ほど触れた墓地埋葬法第9条で、その地域の首長が責任を持って火葬するという法律であり

ますので、それにのっとなって行っているということでありました。

で、今触れたとおり、具体的に様々なケースがあると思うんですけれども、現場の方だと本当に感じていらっしゃる部分であると思うんですけれども、全くの身元不明の場合もあれば、身元が分かっているけども、引取り手のいない、断られるケース、その傾向が分かればお聞かせください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 市に連絡のあったケースで、亡くなった方の氏名も分からない、身元不明という方は、数年に1件あるかどうかでありまして、市で対応しているのは、ほぼ100%、身元が分かっている方です。

市に連絡をくださるのは、基本的に病院か警察でございますが、その際には、親族の方とは疎遠であり、分かる範囲で電話をしましたが、引取りを断られましたという説明を受けることが多いところ です。

○植木委員 そうですね、やっぱり、社会からの孤立化というのが一つの要因かなと思います。

横須賀のお話で聞いたのは、携帯電話が普及をしたっていうのが関係があるというお話でありました。携帯電話が普及して、そして、固定電話、おうちに引いてある固定電話ですよ。0166の番号と、そして、携帯は、皆さん、個人個人で番号は当然ありますけれども、入れ替わった年というのと、その無縁仏のケースが散見されて増えてきたっていうのが重なるらしくて、これは、アメリカでもそういった同じ現象が起きていた。アメリカで起きていたというか、日本で同じように起きたということかと思えますけれども、それは、やっぱり、今までは、家の制度があって、家族があって、親戚があってというところで、固定電話でやり取りをしていれば、固定電話にかければお話が通じたと。それが携帯電話になって、その人の番号に、直接、ダイレクトにかけられるようになった。で、昔は、お墓参りとか、そういったのも親戚同士で行ったりとかっていうのもありましたけれども、携帯でダイレクトに連絡が取れることになって、固定電話がなくなってしまって、本当に、連絡の仕方だとか、そういった電話の使い方、社会での使われ方が変わってきたと。それに併せて、また、コロナになって、どんどん、どんどんと社会との関係が希薄化していったというのが一つの原因であると言われてい ます。

そういったケースがある中で、旭川市のほうで火葬しているということでありましたが、無縁仏の方の納骨とか供養はどのように行っているのか、お聞かせください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 市で火葬を行った方の御遺骨につきましては、市内の寺にお預けしており、それから亡くなった方の戸籍を調査して、相続人の方を探し、親族の方が死亡されて、法律に基づき、市で火葬を行い、遺骨を保管していることをお伝えするとともに、その遺骨を引き取ることの可否などについて御連絡をお願いする文書をお送りすることになります。それにより、相続人の方が遺骨を引き取るようになったケースもありますが、少数でございまして、長期間にわたって交流がないなどの理由で拒否されるのが大半であり、何の回答もないことも珍しくありません。

お預けしている寺には、年間十数万円の委託料をお支払いしておりまして、特別なものではありませんが、通常の供養を日々行っているというのと理解しております。

○植木委員 委託しているお寺さんのほうで、通常の供養を行っていただいているということですので、その点は安心いたしました。

で、今の答弁からもあったとおり、引き取ることの可否を、やっぱり、伺ってという、そして、

文書もお送りすると。だけでも、なかなか連絡がつかない。もうほとんど、文書のケースでも、どちらかという後ろ向きな、全く届いていないというケースはないんだと、届いていなければ戻ってくるということになりますし、届いているんだけど、その反応すらないというケースもあるというふうに聞いています。そうですね、長期間にわたって交流がないなどのですね。なので、遠い親戚になると、もう顔も分からないとかいうふうに親戚付き合いなどがなっているんだなというふうに感じました。

そして、無縁仏の方の、こちら、今度、手続面のところ、具体的な事務手続ですとか対応をどのように行っているのか、お聞かせください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 市で火葬を行った方の遺骨をお預けしております寺の納骨堂もスペースに限りがございますので、引取人が現れず、おおむね3年をめどとしている期間を経過した遺骨につきましては、そのお寺の敷地内にある合葬墓に合葬することになります。

合葬となると、骨つばから骨を取り出し、数十人の方の遺骨をまとめて埋めることになりますので、それ以降は、仮に御親族の方から遺骨を引き取りたいという申出をいただいたとしても対応が不可能ということになります。引取人が現れなければ、3年ほどでこのような取扱いになることは、最初に相続人の方に遺骨の引取りなどについて御連絡する際の文書の中でも触れさせていただいております。

○植木委員 先ほど来お伝えしている横須賀市、横須賀市はそういったエンディングサポートの部分で先進地ということでありまして、すごく視察も受入れをされているようでありました。まずもって、そこは、事務職員の方、福祉に関わる職員の方の、こちら、問題意識、福祉ですね、福祉というのは、さっきお伝えしたとおり、健康に暮らすとか、幸福に暮らすという、その福祉っていうものを考えたときに、生前における死後課題の相談窓口がないということでありました。なぜ、生きているうちの相談窓口を設けないのかという切実な疑問が発端で、そういった引取り手のいない方々、本来であれば、やっぱり、その方の意思があったであろう、その方々に寄り添える方法はないのかということで、そういった無縁仏に対応しているということでもあります。

旭川のケースも、実際には、そのお亡くなりになった方に意思があったのかどうかというところまでは分かりませんが、やはり、その方の心境だとか思いというのは当然あったものと考えます。

で、横須賀市の場合は、そういった孤立しているような方々、孤立しそうだという方々に市が生前からサポートを行って、そして、葬儀、納骨の費用も、こちら、預かり金として管理をする、そして、納骨まで責任を持って葬儀社が履行していくということになっています。様々な、こういうケースのためにはってということで、ちゃんと機能するようになっているのがすごく印象に残っています。近年では、それが浸透したことによって、2割の方が意思の尊重がなされて、尊厳が守られているということだそうでありました。

あわせて、先ほど、携帯電話になって、親族間の連絡だとかが、関係が薄れてきているという現代の日本の問題がありましたけれども、そして、その人のエンディングプラン、エンディングノートがどこにあるのかすら分かなければ、生前の意思に寄り添うことができないという状況でありましたけれども、その横須賀市がすごいところっていうのは、職員の方の本当に問題意識によって、僅かな予算で、生きているうちに、その人が、どういう、例えば、宗教だったり、どういう持

病を持っているとか、どういうかかりつけのお医者さんがいるとか、どこの保険に入っていて、どこの何々でっていうのを、市がもう本当にアナログな方法で皆さんに書いていただいて、希望する方を無料でお預かりして、万が一、その方の身に何かあったときには、警察とか、消防とか、病院とかから照会を受けて、それを開示するという方法を取っています。

この事業っていうのは、やっぱり、どうしても僕らもそうなんですけども、じゃ、その事業をやるために幾らかかるんだらうっていうところで、いや、それはできないよねってなっちゃうんですけども、横須賀市の場合は、人件費を除いて、今言った2つの事業を合わせて5万円ほどで事業を完遂しているということでありました。本当に、自治体の職員の方々の工夫でここまでできるという好事例であると思います。当然、かかるものにはかかるということで予算もつけることも必要かと思うんですけれども、やはり、そういった思いっていうのは、職員の方の本当に使命感によるものでありました。

で、やはり、そういったケースというのはあって、例えば、旅行先で身分を証明するものがなくなってしまってお亡くなりになった、結局、その自治体の首長の責任で火葬をしたと。で、身寄りの方々に連絡がついたときにはもう火葬も済んでいたというケースがあるそうです。当然あり得ますよね。そのようなことをなくすためにも、故人のしっかりとした尊厳を守るという思いっていうのは、福祉に、今後は、日本の在り方として、多死社会を迎えるわけですから、必要だなというふうに感じております。

今のように、意思があつたにもかかわらず、実際には沿えなかったケースっていうのもあると思います。故人の遺志、尊厳について、本市でどのように考えるべきか、お聞かせください。

○川邊福祉保険部長 ただいま、生活支援課長から、身寄りがいない方ですとか、あるいは、引取人が見つからない方について、私ども自治体が行っている葬儀、いわゆる直葬について答弁させていただいたところであります。

先ほど来、委員も言われるように、最低限の儀礼として簡素に行われている直葬、あるいは、その事後の供養、ああいうものが、家族、親戚、友人など、皆で故人の冥福を祈り、供養するという伝統的な葬儀文化に照らしてどうなのかと、そういった情緒的な部分も一つあると思います。一方で、私ども自治体が行うわけですから、当然、予算ですとか、人員ですとか、時間的な制約あるいは今後の発生の見通しと、こういった現実的な問題とのバランスの中でどうすべきかということ、私どもは、日々悩んで、悩んでと、答えを探している状況でございます。

冠婚葬祭という視点でいけば、例えば、結婚式なんかは、以前、私どもの若い頃なんかは、200人、300人といった大規模な披露宴を行って、そして、皆の祝福を受けて行ってきたものが、今、適齢期にある世代というのは、身内だけで済ませて、合理的なものに変わってきております。

これは、我が国の人口ピラミッド、人口構成といいましょうか、ピークのところの団塊世代、そのジュニア世代、あるいは、それ以外のオフピークというところがどういったライフステージにいるかによって、その時代、その時代の世相ですとか、文化ですとか、考え方、あるいは行政施策、こういったものに大きな影響を与えてきた結果というか、証左ではないかなというふうに捉えておりまして、ですから、一つの考え方というものが、必ずしも、その後の、次の時代に当てはまるとも限らないものだなという、難しいことに私どもも直面しているというか、思い悩んでいる一つの

ことでございます。

法律ですとか、制度といった手続面で果たしていくべき私ども自治体の役割を、その時代が求める感覚を踏まえ、本件でいえば、故人の遺志や尊厳をどう生かしていけるのかという、一応のというか、当面の正解というのは、私が今持ち得ているかということ、持ち得ていないところであります。

ですけれども、私ども自治体の職員というのは、人に、社会に向き合っていくことが仕事でありますので、今後も、時代に合わせた課題意識を持ちながら、一つ一つの課題について向き合い、検討をしてまいります。そのように考えております。

○植木委員 今お伝えしていた横須賀市の、皆さんの情報をお預かりするっていうのは、ちょっと伝え忘れた部分、わたしの終活登録事業というネーミングで、市民の方であれば、誰でも、さつきちらっと言いましたけども、詳しく言うと、本籍、緊急連絡先、それから、身元保証事業者、かかりつけのお医者さん、そして、服用している薬、アレルギー情報、エンディングノートの保管場所、臓器提供意思、葬儀、納骨、遺品整理の生前契約、献体の生前登録、遺言書の保管先、お墓の所在地など、本当に必要と思われる事柄については、全て、本人の費用負担がなく、先ほどお伝えした5万円の事業費で運営しているということでありました。

本当に、現代の嫌なところは、個人情報、個人情報と言って、なかなかそういう情報に触れること自体が、もう、できれば触れたくないとか、触れること自体がよくないというふうになりがちなんですけれども、しっかりと手を差し伸べる、目を向けているというところであると思います。個人の自主性を尊重しながら、自力で届かない層にも尊厳を守る手を差し伸べる、そして、万が一の際には法律でしっかりと救済できるという加減が絶妙であると感じた視察でした。

携帯、スマホの普及で個人のコミュニケーションが広がっているように見えても、人生の最終場面で、尊厳ということ、これからの社会、しっかりと目を向けていかなければならないと思います。ウェルビーイングですね。

最後になりますけれども、これは、いる皆さん、民生の方は話を聞きましたけれども、今のスマホって、緊急時に、メディカルIDという機能で、自分の血液型とか、緊急連絡先とか、持病だとかを登録しておいて、万が一、例えば、すごい事故のような衝撃を受けたりとかしたときに、そういう画面を表示する機能というのがあります。それすら、なかなか、機能としてはあるんだけど、知られていなくて、活用されるのも本当に限定的だというお話でありました。このメディカルID機能を登録するだけでも、ちょっと、そういった部分に興味を持つ部分かなと思っておりますので、ぜひ、このメディカルID機能の登録の啓発が第一歩になっていけばいいなというふうに考えております。

では、この質問項目については以上となります。御対応をありがとうございます。

設問の最後になります。

こちら、石川厚子委員からもお話がありました、総括質疑になる手話条例、こちら、私も、ちょっと同じ、これも重なる部分がありますけれども、お話をさせていただけたらと思います。

私も手話講座を受けていたということで、今はもう本当に抽せんになるほど人気だということで、人気って言うのは語弊があるかもしれないんですけれども、それだけコミュニケーションとしての手話っていうのが、旭川の手話条例でもそうですけれども、言語としてなっているわけでありま

して、私が聾の方から感じたのは、皆さん、やっぱり、伝えるっていうことに対して、すごい真摯だなとか、もう生き生きとして、表情もついて、本当に生き生きとお話をする。一緒にその場にいることによって、こちらも何か心が表されると言うに変ですけども、本当にそのコミュニケーションの喜びを感じるんですよね。本当に表情も豊かだし、本当に伝えようという思いが伝わってきます。逆に言うと、もじもじしていると、なかなか伝わらないんですよね。

今、そういった中で、こちらが、手話条例ですね、10周年を迎えるということでもあります。

その部分について質疑を行っていくわけですが、それでは、まず、3款1項2目の手話条例推進費の事業概要についてお聞かせください。

また、予算額の概要もお示しください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 手話条例推進費につきましては、平成28年6月に、旭川市手話言語に関する基本条例、いわゆる手話条例を制定したことに伴い、手話への理解促進や手話普及のための取組を実施するものです。

主な取組と予算は、手話に関する施策の推進などの協議、検証を行うため、聾者、手話通訳者、学識経験者及び公募市民で構成、設置された旭川市手話施策推進会議を運営する費用として13万1千円、手話出前講座やこども手話講座の実施、また、市内の全小学4年生に配付するリーフレットや、手話言語の国際デーに合わせ、ロータリータワーをブルーにライトアップするなど、手話の普及啓発に係る費用として18万2千3百円、その他事務費として1万円、これに加えて、令和8年度は手話条例制定10周年を迎えることから、より広く市民に手話の理解を深めてもらうことを目的に、手話に関わる映画上映を柱とする記念事業を実施する費用といたしまして5万6千2百円を計上し、合計25万2千6百円を計上しているところです。

○植木委員 手話言語の国際デーに合わせてロータリーのタワーのライトアップということでもありましたし、様々な取組があると。また、本当に、お子さん、小学生とか、そういった低学年、低年齢のときに手話に触れることによって、そういった、今、本市でも進めていますけれども、インクルーシブの、そういったまちになっていくという上で大変重要な取組かなと思います。

また、去年は、デフリンピックがありましたよね。デフリンピックって、私も聞いたことがなかったんですけども、そもそもパラリンピックよりも歴史のある、そういった国際的な大会が初めて東京で行われたということで、旭川からも手話通訳で東京のほうに多くの方が向かわれたわけでした。

それでは、手話条例施行10周年に当たり、こちら、映画上映を行うということでありましたけれども、記念事業を実施するというので、ほかにはどのようなことを行うのでしょうか、お聞かせください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 令和8年度は、手話条例が施行されて10周年を迎えることから、手話は言語であることを改めて認識し、手話に対する理解を深めていただくことを目的に、各種事業を行う予定です。

まず、条例を制定した6月に、条例の説明や手話施策を紹介するためのパネル展示や、広報「あさひばし」で特集記事を掲載するほか、市役所1階及びイオンモール旭川駅前店のデジタルサイネージで周知などを行います。また、9月には、記念イベントとして、吉沢亮さんが演じる、聾の両親の間に生まれた聞こえる子どもの視点から見た、聞こえる世界と聞こえない世界の家族を描く映

画の上映と、この映画に聞こえない母親役で出演し、御自身も聾者である俳優、忍足亜希子さんの講演を予定しております。

○植木委員 10周年ということで、やはり、身近に手話を感じるイベントを計画いただいているということでありました。

それでは、改めて振り返ってみたいところで言いますと、やはり、手話条例を制定したというのは、当時、そういった盛り上がりなどがあって、旭川市が手話条例を制定することによって、本市のまた決意表明というか、であったかと思いますが、この手話条例の意義についてお聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 手話条例の意義について、条例制定までを振り返りますと、本市は、昭和38年に全国で初めて聾啞者の相談員を配置するなど、聾者の福祉向上のため、先駆的な取組を進めてきた実績がある中、平成25年に行われた市民と議会の意見交換会で意見があったことを契機に、平成26年第1回定例会で、国に対する手話言語法（仮称）の制定を求める意見書が全会一致で可決したという議会の動きですとか、旭川ろうあ協会など様々な方の要望を受け、条例制定に向け、検討が始まりました。そして、平成27年に、旭川ろうあ協会ははじめ、手話に関わりのある方や旭川聾学校関係者及び学識経験者などで構成された旭川市手話条例検討委員会で、条例制定に向け、協議をした後、平成28年6月の第2回定例会で条例案を議論いただき、制定されたものとなります。

こうした経緯を踏まえると、条例の目的である、聾者を含む全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、市の責務や市民及び事業者の役割を明文化している条例は、欠かすことのできないものと認識しております。

○植木委員 意義をお聞かせいただきました。

これも、石川厚子委員も問題意識を持って質問されておりましたけれども、広報番組のマイタウンあさひかわ、こちらは、月に1回、朝放送されているものですが、これ、30年にわたって、手話通訳がついた番組として、タウン情報の番組として放送されてきたもので、30年で月に1回ですから、単純計算で360回ぐらい、数百回放送されてきた番組であります。

こちらの特徴、意義をお聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 手話放送がありますマイタウンあさひかわは、手話を主なコミュニケーションとしている方にとって、番組の情報を得る上ではとても有用なものと考えております。

○植木委員 この番組、マイタウンあさひかわは30年続いてきたということでもありますから、自分の30年前はどうだったかなって、その頃の感覚で言うと、やっぱり、それ、一つのテーマで続けている、一つの番組が続いてきたというのは、すごいことだなあと思っております。また、手話をつけることによって、その番組を見た人が、あっ、市でやっている番組でこういう手話がつくんだなあという一つのきっかけになっていたんではないかと思います。

そうですね、ただ、この番組っていうのが、所管は広報広聴課さんの事業でありまして、なかなか突っ込んだところになると、広報広聴課さんとのお話も私も交えてはきたんですけども、その中で、3月で番組終了との情報があり、ろうあ協会の方々も本当に心配の声が上がっていると。

この点についてはどう捉えているか、お聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 テレビの広報番組につきましては、担当部局からは、マイタウンあさひかわに限らず、手話の理解が深まるよう、現在、手法や内容について協議、検討を進めている状況だと伺っております。

いずれにしても、手話通訳を必要とされる方々の取得できる情報につきましては、配慮していくことが重要と捉えております。

○植木委員 確かに、その番組の目的というのはまちの情報番組ということで、手話番組にフォーカスしたものではないということは当然分かります。やはり、本市ではインクルーシブな取組を進めていると。で、マイノリティーの方々が、そういった番組があることによって、市に関心を持ったり、社会に出たりとか、そういった広い視点で見なければならないなと思っています。それが、本来、旭川のまちの在り方かな、スタンダードな在り方かなあと思っています。

そもそも30年前にどういう意図で手話を取り入れたのかっていうと、やっぱり、想像にはなりますけれども、そういった視点も必要だろうっていう思いがあって取り入れられたものが、なぜか、そのアニバーサリーイヤーに揺らいでしまっているのかなあという気がします。

まだ、協議中というか、確定はしていないというお話で、私も広報の方とお話をした限りでは、どのような形でも番組は続けていく、違う内容になるかもしれないけど、番組は続けていく、その上で、手話のことについても取り入れていきたいという思いを聞いていたので、ちょっと、石川厚子委員のやり取りを聞くと、うーん、どうなっているんだろうっていうふうにも思ったところもあります。

ただ、やはり、新年度、4月ということで本当に新年度の頭からスタートしようと思ったら、なかなか時間がない中なので、あれ、本当は取りやめてしまったのかなとか、中止なのかな、もう後継番組すらないのかなっていうふうになっちゃう部分もあるんですけども、まだそういった調整の段階ということで結論は出ていないというふうに今の段階では捉えているところであります。

そういったことで、今後も、そういった手話を取り入れた番組、手話に限らず、まちのそういったいろんな福祉的な視点、まちづくりの視点、いろんな視点を反映された番組というのにも必要ですし、社会との関わりという意味で、ぜひ、番組を継続していただきたいと考えております。

こちらについて、ちょっと、私、本日、お名前を間違っしてしまいまして、2回間違っしてしまいまして、3回目の正直ということで、菅野副市長に、ちょっと、ぜひお聞かせいただけたらと思います。

○菅野副市長 ただいま、手話の放送についてのお尋ねでございます。

今年が、手話条例、いわゆる手話条例ですね、制定10周年ということで御質疑もありましたし、昨日は石川厚子委員さんからも御質疑いただいたところでございますけれども、本市においては、国内、そして世界においても、手話が言語であってコミュニケーションのツールであるということの認識の下、少しでも多くの方々に理解をしていただきたいということで、様々な機会を通じて手話というものを提供できるように努めているところではございます。

昨日は、覚えてたの手話で、こんにちわってやってみたんですけども、お返しの手話がなかったんで、非常に残念な思いをするわけでございますけど、あくまでもコミュニケーションのツールでございまして、双方のやり取りで成り立つというふうに僕は思っていますけども。

ただいまマイタウンあさひかわの御質疑もございました。昨日も御答弁させていただいたとおり、毎月第4日曜日の朝6時半からの放送ということで、北海道内の視聴率については札幌圏しか分からないんですけども、その視聴率も下がってきている状況にあって、もう少し、やはり多くの市民の方に見ていただけるような時間帯であったり放送内容であったりということで、マイタウンあさひかわをやめるということではなくて、その放送の仕方を見直すということで検討は進めたところでございます。

したがいまして、今の、今年度、毎月1回やっている放送からは変わるわけではありますけれども、何らかの形で、新年度も、まあ、名前が変わるかどうかは、ちょっとまだそこまでは決まっておりますけれども、続けていきたいという意思で予算も要求させていただいたところでございます。

番組編成上、やはり、どの時間帯も埋まっていたりしてしまっていて、その調整だとかに時間がかかっていて、最終的にどの段階で放送されるのかということは、今この時点では決まっていないというふうに伺ってございますけれども、何らかの形でテレビ放送という機会は続けていきたいと考えているところでございます。その際は、手話放送も併用したいということです。

市としましては、情報提供のツールはテレビ放送だけではないんで、先日の市長の予算の記者発表のときも手話を併用して市民の皆さんに見ていただいたこともございますし、やはり、様々なツールを通じて、手話があるんだよ、こういうことでコミュニケーションできるんだよということを市民の皆さんにも理解をいただけるような取組を進めていきたいと考えております。

○植木委員 市長も、市政方針のときにおっしゃっていました。「旭川市手話条例制定10周年を迎える記念イベントとして、聴覚障害に関する映画上映や記念講演等を開催し、手話への理解と普及の促進を図ってまいります」というふうに市長もおっしゃっておりました。

私も、いろいろと勘案すると、確かに、今は、インターネットの広告、企業も、紙の広告とか、テレビからもどんどんインターネットの広告に移っているとか、そして、インターネットで言うと、リッチなコンテンツということで動画のコンテンツを個人でも配信できるようになって、手話に関する動画もたくさん上がっているわけです。なので、予算の使い方が変わりますよというんであれば、まだ納得できる部分と、そして、ああ、取組としても前向きな取組もあって、そして、ただ、テレビを見ている方に対しても何かしらのそういった手だてを残していただきたいなと思っています。

最近の、本当に、ICT関係、AIも含めて、そして、ガジェット関係っていうのは、もう健康の機能に、どんどん、どんどん、装備を、機能を持たせていって、そして、これは手話ではないですけども、イヤホンをつけたら同時通訳で日本語で聞けるとか、それから、腕時計にこんな機能がついてとか、ということで、どんどん、どんどん、そういったテクノロジーで解決できる部分も当然あると思います。今お話ししたインターネットでのコミュニケーションもあると思います。

インターネットでも、今は字幕のものも多いですね。字幕のコンテンツも、当然、中身を知るという上では、すごくいい取組です。ただ一方で、やっぱり、この表現はどう表すのかっていう、本当にリアルなコミュニケーションとしては、やはり、手話が一番だなあというふうに感じるものですから、ぜひ、今後もどういう推移をしていくかということも、私も気にかけながら、本市も10周年のアニバーサリーイヤーをしっかりとお祝いできる体制を取っていかれたらなと思いました。

以上で、私の質疑は終わりました。御対応をありがとうございました。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後1時57分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、前半部分は、市民生活部に、2項目質疑させていただきたいと思います。

まず、2款総務費1項総務管理費5目市民活動費の中で取り扱われている平和都市推進事業に関わる質問を少しさせていただきたいと思います。

新年度の予算案の平和都市・市民憲章推進費のうち、平和都市推進に関わる予算と事業の概要について、まず伺いたいと思います。

○佐々木市民生活部次長 平和都市推進に関する予算についてでございます。

平和都市宣言の趣旨を広く市民に周知し、市民生活の全てにわたり、平和と安全が確保される平和社会の実現を推進するための予算となっております。

令和8年度の予算額は81万1千円を計上しており、主な内容といたしましては、小中学生を対象とした平和都市宣言絵画・ポスターコンクールの予算として4万8千円、旭川市青少年平和大使派遣の予算として49万7千円、市民の方々が作成した千羽鶴を長崎原爆資料館へ送る平和の折り鶴事業として6万3千円などとなっております。

○横山委員 今年度も同じような事業内容で取り組まれていると思いますので、ただ、ちょっと、それを考えたときに、この予算総額が新年度は81万1千円なんですけども、今年度は84万2千円だったんですね。金額だけ見ると、あら、下げられちゃったのかなと。旅費だとか、いろんな諸経費が上がっている中で削減されたっていうのは、あら、どういうことなんだろうなって気になるところもあるんですが、ちょっとこだわっていると今日は進まないの、宿題として残しておきたいと思います。

それで、こうした事業のうち、小中学生に関する事業について、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○佐々木市民生活部次長 小中学生に関する事業といたしましては、平和都市宣言絵画・ポスターコンクール事業、また、旭川市青少年平和大使派遣事業、そして移動原爆展の3つの事業を実施予定でございます。

まず、絵画・ポスターコンクール事業についてですが、この事業は、次世代を担う小学校高学年と中学生に平和なまちづくりについての理解と関心を持っていただくため、実施するものでございます。

次に、旭川市青少年平和大使派遣事業についてでございます。この事業は、戦争経験のない子どもたちを平和大使として任命し、被爆地へ派遣することで、戦争の悲惨さや平和の尊さに関する理解を深めるとともに、その学習成果を広く市民に伝えていくため、市内中学生を旭川市青少年平和大使として被爆地である長崎市へ派遣するものであり、8月9日に開催される平和祈念式典へ参列するほか、国内外の小中高生が集まり、グループワークやフィールドワークを通じて平和の学習

を行う青少年ピースフォーラムに参加し、派遣終了後には、自らプレゼンテーションで学習成果を発表したり、派遣報告に関するパネル展を総合庁舎で実施するものでございます。

最後に、移動原爆展についてですが、平和と原爆被害の実態や、平和の大切さの理解を深めるとともに、平和な世界を目指して身近なところから取り組めることも考えてもらうため、日本非核宣言自治体協議会などから寄贈された平和と学びのポスターなどを、展示を希望する市内の小中学校に貸出しして平和学習に活用していただいているというものでございます。

○横山委員 主に3つの事業に取り組んでいるということです。

私も、学校現場にいましたので、ただ、自分が不勉強だったのか、学校っていろんな情報が集まってくるところなので、平和都市宣言ポスターコンクールは私はよく知っていたんです。最後の学校の美術部が毎年取り組んでいて、その生徒の作品が毎年入選をしていたので興味を持って見ていたんですけども、残念ながら、逆に言うと、平和大使の派遣事業だとかはよく知らなかったんですね。移動原爆展についても、ちらっと、何かそういうことはあるよということは聞いたことがありますけども、私が現場の教員として積極的に関わったこともなかったもんだから、大変申し訳なかったなってちょっと反省もしているんですが、各学校での周知ももちろんなんですけども、どこまでこういった活動が平和都市宣言をしている市の市民に知られているのかなあっていうのは、ちょっと、今回聞かせていただく疑問点の出発だったんですよね。

もっともっと、何か周知の場、例えば、夏の原爆の日周辺はもちろんなんだけど、それ以外の日にも何かできないかだとかってことはもっともっと考える余地があるような気がしますし、今、長崎への派遣ということなんですけども、私は、個人的には広島は2回行っているんですけども、1度だけ、幌加内にいたときに、修学旅行を、姉妹都市との交流で、岡山県の牛窓町と幌加内町とは姉妹都市になっているんですけども、中学生の交流をしようという話になって、道教委の反対を押し切って、町が金を出すから、牛窓に行ってこいっていう話になって、岡山に行くんだったら、これ、広島に行かせろって言って、これも無理強いコースを変えて、初めて広島に子どもたちを連れていきました。そのときが、私も自分で行ったのは初めてだったんですけども、やっぱり、原爆資料館とかで、子どもたちの見る目だとか顔つきがやっぱりもう変わっていくのが分かったぐらい、非常に貴重な経験だったなと思うんですよね。

ですから、長崎、広島は、私もセットで同じ年に行ったことがありますけども、2つを比べてみるっていうことも大事な経験なんではないかなと思いますし、ほかにもいろいろ平和学習ができる都市っていうのは幾つかあると思います。

ちょっと遠いですが、沖縄なんかも取り組めるんじゃないかなと思いますが、そういったことをさらに検討する余地はないのか、見解を伺いたいと思います。

○佐々木市民生活部次長 今後の取組についてでございます。

移動原爆展につきましては、今後は、学校以外の市有施設で展示しておりました巡回原爆展用のポスターについても学校への貸出しを行うなど、展示物の拡大を進めるとともに、より多くの学校で実施できるように、小中学校の校長会さんなどを通じて積極的なPRを図るなど、事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

また、青少年平和大使派遣事業につきましては、限られた予算の中で、現在、長崎市に派遣しているわけですが、それ以外の複数の被爆地等に派遣するということはなかなか難しいところがございます。

いますが、派遣された平和大使の学習成果を通学する学校内で同級生や後輩に広く継承されるような場を学校の中で設定していただくなど、事業成果の波及効果を高められるよう努めてまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、子どもたちが平和の大切さを主体的に学び、次世代へと受け継いでいける環境づくりを推進していくとともに、子どもたちを含む多くの市民が平和なまちづくりについてより理解や関心を持っていただけるよう進めてまいります。

○横山委員 限られた予算の中でということなので、なかなか、先ほどお話ししたようなことは難しいのかもしれませんが、私も、大人になってから広島、長崎も行きまして、沖縄にも行きましたけども、やっぱり、そこへ行って、その何か空気を感じてくるとか、そこの方のちょっとした言葉に触れてくるっていうことはとっても大事なんじゃないかと思うんですね。

私、広島に最初に行ったときに、ちょうど原爆の日の夕方だったと思うんですけども、おばあちゃんとお孫さん連れの方がちょっとお話をしているのが聞こえてきて、小さい子がぐずっているんですね、もう暑くて早く帰りたいみたいなことで。したら、そのおばあちゃんが、当時は——そのときで何十年前か、70年前ぐらいか、70年前の今日は、もっと、もっと、みんな、暑くて、もっと苦しかったんだよっていうような言葉を聞いてきたりだとか、沖縄に行けば、沖縄は4人に1人の県民が犠牲になっているので、必ず、皆さん、身内の中で亡くなっている方とか犠牲になった方がいらっしゃるの、タクシーの運転手さんからそんな話を聞いたこともありますし、やっぱり、そこへ行って得られるものっていうのを、できれば小さいうちに、子どものうちに体験させてあげたいと思うんですね。もちろん、限られた予算の中で、何ができるかっていうことにはなると思うんですけども。

旭川と同じように平和都市宣言をしている函館市の情報をちょっとだけ知りましたので、函館は、4名、平和大使を同じように長崎に派遣しているそうです。ですから、当然2倍の予算がかかっているということになると思います。それから、御存じの方もいるかもしれませんが、函館山には戦時中の要塞の跡があるんですね。砲台跡があって、私も1度だけ行ったことがあるんですけども、市内に函館空襲の戦跡みたいなこともありますし、市内のフィールドワーク、平和フィールドワークというようなことも実施をしている、毎年やっているそうです。それから、昨年度は、函館が、平和都市宣言40周年かな、その節目ということで、平和の集いをかなり全市的に開催して、そこで被爆者の体験を聞いたりだとか、平和大使の報告発表をしてもらうというような、そういうことを結構大がかりにやっているようなんですね。

そういった自治体もありますので、何かの折にそういったことをぜひ検討してもらえないかなと。平和都市宣言は、1983年5月に旭川は宣言していますので、ちょうど私が大学4年が終わって4月から新卒教員として赴任するっていう直後の頃だったんで、そんなときにそういうことがあったんだということを知らずに過ごしていましたけども、1983年だから、もう次の節目は、大分、2033年とかになってしまいますけども、それに向けて、何か拡充することをぜひ考えていただきたいと。

ちょっと話のついでに、もう一つだけ、ちょっと今日はお話したいことがあるんですけども、確かに、広島、長崎や沖縄に行って学ぶことももちろんあるんですけど、函館のように、地元で過去の歴史を学ぶ場っていうのはたくさんあって、平和教育の素材も旭川にもたくさんやっぱりある

んだと私は考えています。軍都だった時代の痕跡って大分少なくなりましたけども、まだまだ探せばたくさんあるというふうに思います。

それから、こういう場でお話ししたことがあるかもしれませんが、私の父は樺太の引揚者です。父は生きて帰ってききましたが、父の一番上の姉は、帰りの船が、恐らく旧ソ連の潜水艦の攻撃を受けて、唯一、家族で1人だけ亡くなりました。そういう引揚げのときの体験を持っています。

それから、妻のお母さん、昨年亡くなったんですけども、北方四島、択捉島の出身者ですから、妻は、択捉島の2世になります。で、私、新年度から千島歯舞諸島居住者連盟の会員に申込みをしました。早く入れって言われていたんですけども、正式に入ることになりました。

で、そこの方たちともちょっとお話をする機会があったんですけども、毎年、冬まつりの会場で署名活動を行っているんですよね。私も、お手伝いではないんですけど、ちょっとのぞいて、行ったら、着ぐるみに妻が入っているということがそのときに分かりまして、そのときに、北方領土からの引揚者って、道東に多いのは当然なんですよ、皆さんね。それから、札幌も結構大きな数でまとまりがあるんですけども、なかなか、この道北、旭川周辺だとか、そういったところにそれほど数がないので、どうしても、活動が、何かこう、盛り上がらないんだよねっていう話でした。

いろんなところの協力を得ながら署名活動とかもやっているんですけども、何か、市の力も借りてもう少しいろんなことをやりたいんですよねっていうふうな御相談もちょっと受けたので、これから、ちょっと市とも連携をして取り組ませていただきたいなと思っていますので、ぜひ、お力を今後ともお借りしたいなと思います。

それから、これも、私もちょっとだけ関わっているんですけど、毎年、原爆の日周辺で原爆の絵展というのをアッシュのアトリウムでやっているんですけども、ずっと市民団体が長く継続して取り組んできたんですけども、皆さん、高齢化を迎えて、なかなかちょっと活動継続が難しいなという声もあるようなんです。原爆の話は、私も、これまで、重要な話をするときに、その原爆のキノコ雲の下で人たちがどういう経験をしたかって、写真も何もないんだって。実は、体験者もその真下にはいないんですよ、ほとんどね。皆さん、ほぼ蒸発してしまっているんで、辛うじて奇跡的に助かった人がいるけどもっていうような話なので、それに代わるものが、市民が描いた原爆の絵だったと思いますので、それを、毎年、毎年、借り受けて展示をしてきましたので、こういった活動も、例えば、平和大使で長崎には行けなかったけども、そういうことに興味がある子たちを集めて何か一緒にやろうかみたいなことを何か考えられないのかなと。

できるだけお金をかけない中でやれたらいいかなと思いますが、やっぱり、今は平和の価値が非常に高まっているというか、これだけ世界が様々動いている中で、戦争になったらどういうことが起きるんだっていうことを、もう一回、歴史から学ぶ、体験者から学ぶっていうことのきっかけにこの事業をぜひしていただきたいなということを、答弁はいただきませんが、菅野副市長にもお願いをして、この項目については終わりたいと思います。

次は、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目同費の次世代窓口構築運営費を切り口に、日本一の窓口を目指してということで取り組まれているこの事業について、少し議論をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、新年度の事業費の概要と予算総額について簡単に御説明ください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 次世代窓口構築運営費につきましては、旭川市次世代窓口グランドデザインに基づき、窓口業務改革を行うもので、キオスク端末2台の導入経費を計上しており、予算額は1千558万6千円となっております。

○横山委員 今、答弁にありました次世代窓口グランドデザインと、市のホームページで調べますと、概要版は出てきたんですけども、本体は申請が必要でと、市民への情報が必ずしもオープンになっていない。私は、一応、お願いをして、いただきましたけども、なかなか具体的なものが明らかにされていないように私はちょっと感じているんですけども、次世代窓口というのは、一体、何を指すものなのか、まずお考えをお示してください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 グランドデザインは、IT技術やDXの活用により、市民が、いつでも、どこでも手続方法を選択することができる、行かなくても必要な手続ができること、来庁者が、迷わず、長時間待たずに安心して目的を果たすことができる、行っても簡単な窓口、また、職員の業務効率化を目指す姿として掲げており、目指す窓口の将来像とそれを実現するための取組を明確にし、計画的、具体的に進めるために作成したものでございます。

○横山委員 今の説明で少し将来像が見えたような気もするんですけども、ただ一方では、いろんなところで、日本一の窓口をと、そういう言葉を聞くもんですから、それを言われると、私は、うんってちょっと思うところがあるんですね。日本一って、「にっぽんいち」が正しいのか、「にほんいち」が正しいのかな、まあ、どう定義づけたらいいのかなと。何をもって日本一とするのかだとか。何かコンクールがあるわけではないと思いますので、でも、何か、これが達成されたら日本一というふうに自分たちで評価をするのか、誰かに評価をしてもらうのかどうなのか。いや、そんなところまでこだわる必要はないんじゃないかと思うかもしれませんが、示す以上は、どうだったのって問われたときに、やっぱり説明をしなければならないんじゃないかなと思うんですね。

よくいろんなところで何とか日本一っていう自治体はあるんですけども、私が昔住んでいた名寄市は、雪質日本一って言っていましたけど、それを言ったら怒る自治体がたくさんあるような気もするんですけどね。そういうことなんじゃないかなと思うんですね。

改めて、その日本一の窓口っていうのを、担当部署としてはどんなふうに位置づけられて、何が達成されたら日本一と判断するのか、何か指標みたいなものがあるのか、御説明をいただきたいです。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 先ほどの答弁と重なる部分もございますが、デジタル技術を活用して、いつでも、どこでも、どのような状況でも、市民が自分で好みの方法を選んで手続ができる効果的な仕組みの構築により、一人一人に寄り添う優しさが提供できる、市民に優しい窓口を目指しております。

何が達成されたら日本一なのかということにつきましては、業務の効率化を図りながら、デジタルが苦手な高齢者の方や障害のある方を含め、誰一人取り残さない、広く市民が安心してサービスを受けることができる利便性の高い窓口を構築した上で、市民の満足度向上と職員の業務効率化の両立により、市民満足度が日本一となる窓口を実現したいと考えております。

○横山委員 やっぱり、日本一にはこだわるということですよ。でも、市民満足度って言ったら分かるような気がする。いい窓口だよって市民に言ってもらう。ただ、市民が日本一だと思うか

どうかは、またちょっと微妙な話になるんですよね。必ずしもいろんな自治体の窓口で市民が行っているわけではないので、転勤が多い方は何となく分かるかもしれませんが、長く旭川に住んでいたら、それほど窓口を使うことってないかな。私は、新庁舎になってから、住民票は1回取りましたけど、あれ、試しに取ってただけなんですよね。随分、やっぱり、待たされないから早いなとは思っていましたが。なかなか市民も日本一って感じられるときもない、チャンスもなかなかないんじゃないかなあというふうに、ちょっとへそ曲がりのようなことを言いますが、ちょっと思っています。

大事なものは、私は、市民が優しさを感じられるか、ああ、何か困っていることがあったら、すごく丁寧に説明してくれたとか、何か、窓口をたらい回しにされずスムーズにやってくれたとか、ああ、こっちで全部やりますよって言ってくれたら、ああ、行ってよかったなあって、時間もかからなかったとかって思ってもらえるんじゃないかと。やっぱり、何か、人の対応のほうがあるような私は気がするんです。

そこで、行かなくてもいいって言われちゃうと、ああ、何か来てほしくないのかなとか、いや、そういうふうに思う人はあんまりいないのかもしれませんが、じゃ、行かなくて、手続きが全部できるのかといたら、そうではないですよ。やっぱり、行かなきゃならない手続きはたくさんあるはずなんです。行っても簡単な窓口はよく分かるんですけど。

なかなか、そういう、具体的に何をしようとしているのかっていうのがまだまだちょっと見えてこないところがあるんですけど、その部分、もう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 また先ほどの答弁と重なるところもございますが、行かなくてもいい窓口とは、仕事や育児で開庁時間に来庁できない方や、身体的な理由から外出が困難な方であっても、いつでも、どこでも、御自身のスマートフォンやパソコンなどから手続きができ、来庁しなくてもよいという選択ができる窓口でございます。行っても簡単な窓口とは、来庁された方が、迷わず、長時間待たずに、安心して目的を果たせる窓口であり、具体的には、来庁前、来庁時、窓口のそれぞれの場面で市民が抱える課題を解決できるよう取り組むもので、来庁前に欲しい情報に到達できる、窓口での重複記載、ヒアリングの削減、待ち時間の短縮などが可能となる窓口であります。

令和8年度に導入を予定しているキオスク端末につきましても、行っても簡単な窓口の実現に向けた取組の一つでございます。

○横山委員 行っても簡単な窓口については、非常によく分かります。今回導入するキオスク端末も、庁舎内に置かれるという話も、1台は置かれるということでしたので、お急ぎの方はあっちを利用してくださって言えば、その方はますます早くなるわけなので、そういう対応はとていいと思うんですけど、やっぱり、さっきちょっと言いましたが、行かなくてもいい窓口っていうのが、やっぱり具体性がなくて、この手続きは行かなくても済みますよ、でも、この手続きは来ていただかなければならないということが、まず、市民が分からなければならないですよ。それが、スマホやパソコンでしか分からないのでは困りますよ、やっぱりね。結局、調べてから行かなきゃいけないなら、行って聞いたほうが早いっていう話になりますよ。

必ずしも、その機器を使えば便利かどうかっていうのはケース・バイ・ケースなんだというふうに思いますので、むしろ、どういった手続きがどういうふうに行けるんだ、または、できないんだと

いうことをしっかり周知することが必要なんじゃないかなというふうに思います。特に、スマホやパソコンがない方たちにどう情報を届けていくか。

今、高齢の方は、私も高齢者になっちゃったんであれですけど、皆さん、大体スマホを持っているんですけども、かたくなに持っていない方もいますよね。携帯すら持っていない方もいるので、そういう人たちも取りこぼさないためにどうしたらいいのかっていうことをやっぱり考えていただきたいなというふうに思いますが、改めて、どんな周知方法があるのか、どんなふうに考えているのか、現時点でのお考えをお示してください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 市民の皆様幅広く知っていただくことが重要であると認識しており、市ホームページやくらしのアプリにより周知を図っているところでございます。

引き続き、市民の皆様がオンライン手続を選択できるよう、効果的な周知を検討してまいります。

○横山委員 やっぱり、こうやってホームページ、くらしのアプリになるんですよね。いや、私も使わないわけではないので、これが駄目だって反対をしているわけではないんですけども、何かのときに、私、1回、この場で話したことがある、ごみの収集カレンダーって、皆さんはどうしていますか。家には張っていますか。あれはアプリでも見られるのかな。アプリで見ている人もいるのかもしれないけど、私は、壁に張っておいて、私というか、妻は、張ってあって、それを見ているんですよね。そっちのほうが早い、便利な場合があるわけなんですよ。

全て何かで置き換えたらいいっていうわけでは決していないので、そういった、ちょっと古くさい方法かもしれませんが、そういったことも大事にしていきたいなというふうに思います。

先ほどもちょっと言いました、日本一ということを皆さんが目指そうという、そういう気概で努力されているのを否定するわけではないんですけども、それが市民からどう評価されるのかということが一番大事だと思います。

それから、行かなくてもいい窓口ってあんまり言っちゃうと、じゃ、何のために新しい庁舎窓口をつくったのよって言われんじゃないかなと思うんですよね。私は、この庁舎に市民が足を運んでもらうということも大事なような気もするし、手続だけではなくて、こういったチャンスに来てください、手続も簡単ですよと、そういうふうに周知してもらうことも大事だし、本当に困ったらここで全部相談に乗りますので、いつでも来てくださいっていう、そういう開かれた窓口であることが大事なんじゃないかなというふうに思います。

それと、これも、昔ちょっと感じたことがありますが、自分の転勤で子どもたちも一緒に引っ越すとなると、転入の手続の後に教育委員会に行ってくださいって昔は言われました。今は建物が一緒なのであれですけど、昔はあっちです。ちょっと離れたビルのところに行かなきゃいけなかった。いやあ、あっちまで行くのかっていうことを、ちょっとそのときは思いました。その後、学校にもちょっと行ったりするので、非常に忙しくて、休みもない中で、いろんな手続をしなきゃならないんですよね。転出入で込み合う時期なので、特に、子どもの対応も含めて、本当は1階の窓口には何かできたらいいんじゃないかなということはちょっと常々思っていました。お子さんがたくさんいらっしゃる方なんかは喜ばれるんじゃないかなと。

そういう市民の利用目線で、ぜひ、これからのいい窓口に、まあ、これだけ文句を言っていて、ぜひ日本一を目指してと言うのもおかしいですけども、そうやって思っていたらできるような窓口を

目指していただきたいな、最後はやっぱり人の温かさを感じられる窓口になる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はお願いということで、以上、質疑を終わらせていただきたいと思います。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後3時00分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○たけいし委員 こんにちは。

早速、私からは、引き続き、2款3項1目、次世代窓口構築運営費についてお伺いをしてまいります。

この3月、そして、4月は、御承知のとおり、総合庁舎窓口業務が1年で一番とも言える繁忙期を迎えます。出会いと別れの季節で、日本一を目指す本市の総合窓口の底力が試されるときかもしれません。

日本一を目指す本市の総合窓口の底力についてですが、先ほど、ニッポンなのか、ニホンなのか、横山委員からお話がありましたけれども、外務省としては文脈によってどちらでもよいというような見解だそうでございます。なお、日に本、これを中国読みでジッポンとかヤーボンとなり、恐らく、マルコ・ポーロが持って行ってジャパンになったというようなことです。

ジッポンは音読みですね。ちなみに、訓読みの訓も音読みでございます。

それでは、始めさせていただきます。

次世代窓口構築運営費についてです。

かく言う私も、実は、今から数十年前のちょうど今時期だったかと思いますが、卒業式を終え、親元を離れ、一人暮らしを始める際、生まれ育った旭川を離れるそのときに、住民票を移しに混雑する今はなき旧庁舎の1階に参りました。

母親がついてくるというので、少し気恥ずかしかったのですが、当時の市役所は、もちろん、書かない窓口ではなく、書く窓口で、私は記載台のところでひものついたボールペンを握り締めて必要事項を書き始めたのでありますけれども、申請書の世帯主の欄でペンがふと止まりました。

一步後ろで少し心配そうに見詰める母に対して、ここは自分の名前を書くんだよねと確認をして、世帯主の欄に自分の氏名を書き込みました。そのとき、母は、ついこの前までは母子手帳を持ってここに来ていた気がするわとぼつりと言いました。今思い返せば、くしくもその日は私の母にとっての子育ての卒業式だったのかもしれない。

そして、今でも覚えていますが、私が住民票の申請書を提出した当時の窓口の職員の方は、私と母のそんなやり取りをほほ笑みながら対応してくださったと記憶しています。そんな温かな雰囲気の中、私は旭川を離れました。こうした人生の節目に寄り添えるのも、役所の窓口ならではの光景かもしれません。

シンガーソングライターのさだまさしさんが巣立ちを歌った名曲である「案山子」の冒頭に、「元気でいるか 街には慣れたか 友達出来たか 寂しくないか お金はあるか 今度いつ帰

る」、こういう歌詞があります。

ふるさとを離れ、都会で暮らす我が子を思う親族の心情を歌った曲でありましょう。都会で一人暮らしをする若者に対し、お金はあるか、友達はできたかといった具体的な心配がつづられています。タイトルの「案山子」は、都会のビルに囲まれてぽつんと立つ主人公の姿をかかしに重ね合わせているようです。また、遠くから見守ることしかできない家族の象徴でもあるのでしょうか。元気であるかという言葉には、単なる健康状態だけではなく、心が折れていないか、無理をしていないかという深い愛情が込められているのだろーうと思います。

申し遅れました。自民党・市民会議のたけいしようにちであります。

今回は、日本一の窓口を標榜し、その実現に向けて歩みを止めることをしない本市の次世代窓口につながる予算案についてお聞きをしてみたいです。

さて、これからも旭川市役所はたくさんの市民の皆さんの人生の節目に接していくことになるわけですが、思い起こせば、本市の自治体D Xの道のりは、御承知のとおり、今から6年ほど前の令和2年、総務省の自治体D X推進計画と令和3年の菅内閣におけるデジタル庁の設置が大きな出発点でありましたが、本市の場合は、ここに新庁舎の竣工、そして、移転が絡んでしまうという、なかなか煩雑な、ある意味ではとても象徴的な旭川市デジタル元年といったところでありました。

これらの動きに呼応する形で、令和3年に本市はD Xを推進する上で化の考え方を示す旭川市デジタル化推進方針を策定し、書類を書く負担を減らす書かない窓口をスタートさせました。

本議会の過去の議事録を読み返しますと、この件について実にたくさんの議員たちがたくさん質疑、質問をしています。検索しますと、書かない窓口、待たせない窓口、ワンストップ窓口、日本一の窓口、旭川モデルの総合窓口などなど、当時、これは理想が高過ぎるのではと思われるキーワードがたくさんヒットしています。

さて、令和3年に策定した旭川市デジタル化推進方針の内容は、行政サービスのスピードアップと市民の利便性の向上、役所業務の簡素化と効率化、それらを地域が抱える問題の解決にもつなげて、その上でセキュリティは確保して、もちろん職員のスキルアップもいろいろと大変だろうけども、やっていき、一方で導入経費は極力節約するという、本当に大丈夫なんだろうかと心配になるような誠に恐ろしい計画でありました。

しかし、その間、本市がデジタル庁のガバメントクラウド早期移行団体検証事業に公募して採択され、利用料と接続料が国費負担となりましたが、このデジタル庁の事業に、計4回の公募のうち、旭川市はいち早く第1回目の公募に手挙げして、採択されています。これは、たしか、東京都世田谷区よりも早い採択だったと記憶しています。国の補助金を果敢に取りに行く、このスピード感が実にすばらしく、本市は職員の皆さんの熱意と努力でこのデジタル化推進方針を本気で実現させようとしているのであります。

一方で、国は、全国の自治体でばらばらなシステムを2025年度、令和7年度末までにデジタルで統一させたいという強烈なノルマをかけてきています。

政府が求めるいわゆるシステムの標準化という代物であり、これには20の業務がありますけれども、本市は令和8年1月、先々月に完結をしております。お見事でありまして、お疲れさまでございました。

実は、指定都市も中核市等々も含めて、まだ半数の自治体が期限内に完結していないと言われる中、本市はしっかりと使命を果たしました。これからも御武運を心からお祈り申し上げます。

さて、行政サービスがシームレスに進むよう全庁を挙げて日々努力されていることと思いますが、この市役所 I T 化・D X 化の出口として、これを多くの市民の皆さんが一番近くで体感できるのが総合窓口であり、ある意味、すぐ見えてしまう部分ですから少しどきどきするのですが、ここでぞんざいな印象を持たれてしまうと、ややもすると役所全部が駄目じゃないかという印象を持たれかねないわけでありまして、市民満足度が日本一というような、K P I で測れるかは分からないところだと思いますけれども、例えば、技術点はもとより、印象点、フィギュアスケートでいえば芸術点的な採点をされる事業なんだろうと思います。

お待たせしました。本題に戻ります。

2 款 3 項 1 目、次世代窓口構築運営費の令和 8 年度における事業の概要、予算、財源をお示ください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 次世代窓口構築運営費につきましては、旭川市次世代窓口グランドデザインに基づき窓口業務改革を行い、市民満足度の向上と業務の効率化を図っていくとするもので、総合庁舎及び神楽支所に各種証明書の発行が可能なキオスク端末の導入計画を計上しており、予算額は 1 千 5 5 8 万 6 千円、財源につきましては、市債で 1 千 3 3 0 万円、証明戸籍手数料で 2 4 9 万 4 千円を措置しております。

○たけいし委員 ただいまキオスク端末の導入経費を計上したということであります。

御答弁にもありましたが、本市は、令和 6 年、市民の皆さんの声を基に窓口改革の未来の設計図、グランドデザインを策定し、この実現が市民生活の向上に必ずや資するものであると確信して歩みを進めていくわけでありますが、現在の旭川市政の頼もしい、いいところは、先進的なデジタル関連予算に対して果敢に手挙げをすることではないかと言うことができると思います。総理の言う挑戦なくして成長なしを、言葉だけではなく、体現しようとしているのであります。

この財源の一つであるデジタル活用推進事業債であります。自治体にとってのおいしいポイントは、これは起債でありますけれども、実質的な負担が非常に軽くなるように設計されていることでありまして、御承知のとおり、充当率 9 0 % で事業費の 9 割までがこれで賄え、交付税措置 5 0 % を返済する元利償還金の半分を後から国が地方交付税として穴埋めしてくれる代物でございます。ここがおいしいところあります。それから、同じく 7 0 % 返済の過疎債ほどではありませんけれども、十分だと思います。

デジタル関連の国のものとしては、デジタル田園都市国家構想交付金、通称デジ田というのがありまして、有名です。実は、これまでも募集をやってしまして、本市も随分とお世話になった交付金でありますけれども、昨年、このデジ田の後継発展版の新しい地方経済・生活環境創生交付金という第 2 世代交付金が出ました。

単にデジタルだけではなく、地域経済や生活インフラをセットで支援する形に進化しています。ただ、使いどころは広がったけれども、手続や審査は相変わらずといいますか、以前より手ごわいなという印象を持っています。誤解を恐れず申し上げれば、お金を出す気があるのか、使いづらいいよというような随分な縛りがあります。中央政府はお金を出す気があるのかと思ってしまうかもしれませんが、使いやすいとなれば、このたびの事業債がベストだと思います。

さて、キオスク端末導入のお話でありました。

キオスク端末、キオスク端末と言っていますが、これは分かるようで分からない単語であります。この語源はペルシャ語のキョースクであるそうでありまして、ペルシャはイランの辺りですね。今、イランは大変なことになっていますけれども、いろんな意味があるみたいで、四辺が開けた小さな無人のお店のことをキョースクと言うんだそうです。その無人から転じて、無人の端末、無人の受付等の呼称に使われるようになったということでありました。

ちなみに、おなじみのJRのキオスクも語源は同じだそうです。あれは無人ではありませんけれども、ペルシャ語のキョースクに日本語の清く正しくの意味も掛けているそうです。発案は国鉄らしいですね。

さて、本題に戻ります。どんどん行きます。

なぜ、このキオスク端末を導入するのでしょうか、端末の説明も併せて御教示ください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 キオスク端末とは、コンビニエンスストアなどの店頭には設置しているマルチコピー機であり、マイナンバーカードを使い、証明書の交付を受けることができるものです。

キオスク端末を導入し、来庁者がセルフ操作により申請手続の一部を完結できる環境を整備することにより、窓口が混雑していてもお待たせすることなく証明書交付が可能となることから、待ち時間の短縮ができます。

また、キオスク端末の操作を覚えていただくことにより、次回以降、来庁の必要なく証明書の取得が可能となり、市役所に行かなくてもいいという選択肢を広げることとなり、市民の利便性が向上するものと考えております。

○たけいし委員 ただいま、キオスク端末はコンビニにあるコピー機と同じということですが、コンビニ交付サービスで取得できる証明書の種類は何でしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 住民票の写し、印鑑登録証明書、現年度分の所得課税証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票の写しを取得することができます。

○たけいし委員 他都市の導入状況と効果についてお示しください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 令和8年3月5日現在でコンビニ交付サービスを提供している市区町村は1千378市区町村で、そのうち、市区町村の庁内に設置しているのは205となっております。

導入の効果としましては、窓口に並ぶ必要がなくなり、窓口待ち時間の短縮になる、感染症対策に寄与するなどのメリットが挙げられています。

○たけいし委員 コンビニ交付サービスを実施している1千378市区町村のうち、205自治体、約15%ということですが、旭川市はその先端を走ろうとしているわけであります。

本市のコンビニ交付サービスの利用状況を御教示ください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 コンビニ交付サービスは令和元年6月から開始しており、令和2年度における住民票、印鑑、戸籍、税証明関係の交付件数は35万9千325件で、うち、コンビニ交付件数は1万8千272件で約5%、昨年度、令和6年度の交付件数は34万9千310件で、うち、コンビニ交付件数は7万8千221件で約22%、コンビニ交付サービスの利

用率は約17%上昇しております。

○たけいし委員 コンビニ交付サービスの利用率は約17%上昇しているとのことでありました。これまでで周知が進んだことと市民の皆さんが便利だ、簡単だと分かってきたということでありましょう。

令和8年度は総合庁舎と神楽支所への導入ということでもありますけれども、支所の中でもなぜ神楽支所なのでしょう。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 コンビニ交付サービスで取得できる証明書は、市民課及び支所で手続きが可能なものです。そのため、市民の利便性向上の観点から、支所の中でも来庁者の多い神楽支所に試行的に導入するものでございます。

○たけいし委員 冒頭、3月、4月の繁忙期は窓口の底力が試されると申し上げましたけれども、なぜ、3月、4月が忙しいのかです。ここで改めて申し上げることでもないかもしれませんが、最大の理由は、御承知のとおり、日本の多くの組織、学校、企業、官公庁が4月1日を新年度の開始日としているわけでありまして、このタイミングで社会全体が大きく動くために必然的に行政手続きが集中します。

進学、就職、転勤、卒業や入社に伴う大規模な人口移動、それにライフステージが変化することによって起こる手続、結婚や出産、退職など、これらが年度末に重なるケースがありますし、制度の更新、補助金や福祉手当などの資格更新時期が年度末に設定されていることが多いということも挙げられます。

この時期に窓口を訪れる人の多くは、生活の拠点が変わるための手続を行っています。引っ越し関連は住民届で、最も件数が多い手続でありますけれども、転出届、転入届、ほかの市区町村へ移動するための手続、転居届は同じ市町村内で住所を変える場合の手続、マイナンバーカードの住所変更、追記欄の書き換えや継続利用の設定、社会保険、福祉、子育て関連では、国民健康保険、国民年金、退職や就職に伴う加入、脱退の手続、児童手当、保育園は、入園、進級に伴う現況届や申請、介護保険は転居に伴う受給資格の証明、そして、大票田は証明書の発行、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、ここがキオスク端末の出番であります。

進学や就職先への提出、住宅ローンの契約などのために必要にもなります。その他、原付の廃車手続や名義変更、これはよくありますけれども、4月1日時点の所有者に税金がかかるために3月中の手続が急増するものです。あとは、犬の登録、飼い主の住所等変更届も年度末になります。そして、市民税、道民税は2階ですの貼紙が貼ってあります。職員の方々は本当にお疲れさまでございます。

さて、このキオスク端末は、本庁以外では来庁者の多い神楽支所へ導入とのことでもありますけれども、他の支所への拡大についてどう考えているのでしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 先ほど答弁したように、試行的に導入いたしますが、利用状況、費用対効果、設置場所などを検証し、他の支所への導入についても検討したいと考えております。

○たけいし委員 便利なものですから、今後、適宜、導入の拡大をしていただきたいと思います。

他方で、支所というのは年配の方が多いなという印象でありますので、気になるのはデジタルデ

ィバイド、デジタル格差、認識の格差、知識の格差の問題であります。

私の祖母も、先日、とうとうガラケーからスマホへ機種変更をいたしました。私のところに電話がかかってきました。私の祖母は携帯電話のことをピポパと言うんですが、ピポパがもう駄目だ、ダンスをやっているめいっ子が動画をじゃんじゃん送りたいくてもおばあちゃんに送れないというようなことで、よういち、携帯のお店に送っていってくれ、付き添ってくれということで、午前中の朝早い時間帯に私が付き添って携帯ショップに連れていきまして、祖母のDX化、スマホ化は見事に完結したわけであります。

ただ、驚いたのが、その携帯ショップは朝10時オープンで、10時ちょうどぐらいに行ったんです。オープンすると、年配の方がどんどん集まってきて、皆さんも同じことで困っておられたようなのです。1月ぐらいでしょうか、LINEのバージョンが上がって、それに携帯のOSのバージョンがついていけなくて、LINEが一時的に見られなくなるという現象が起きました。

家族のグループLINEにおじいちゃんもおばあちゃんも入っているんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんが既読にならないよと心配されるといった困り事で続々と来られて、10名、20名とどんどん増えていったのです。スタッフさんは大わらわで、そこで、皆さん、聞いてください、スマホを出してくださいという即席のレクチャー大会が始まったんですよ。長寿社会課みたいな感じのムードになって、すごいなと思いました。

このデジタルディバイドですが、今回のキオスク端末は、タッチパネルのもので、庁舎1階のローションにあるような感じの最新版だと思います。マイナンバーカードを置いて、ピポパとやるものですがけれども、そのとき、例えば、高齢の方など、機器の操作が苦手な市民の方が使いづらいと感じる場合があると思いますけれども、そういった方への配慮はどのようにお考えでしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 機器の操作に不安がある来庁者の方を含め、広く市民が安心してサービスを利用できるよう、利用方法について、例えば、お気軽に職員へお声かけくださいのなどの掲示や、総合庁舎では総合案内職員、支所では支所職員によるサポートをしております。

○たけいし委員 伴走支援をありがとうございます。

さて、ランドデザインに基づく窓口業務改革を行うに当たり、旭川モデルを構築したと聞きましたが、次世代窓口旭川モデルとはどんなものでしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 次世代窓口旭川モデルは、生成AIを活用した多機能のオンラインコンシェルジュ機能を構築し、オンライン申請などへの誘導による住民の利用率、利便性向上、そして、審査業務自動化によるバックヤード処理の効率化を図るものであり、行かなくてもいい、行っても簡単、待ち時間の短縮、職員の負担軽減といった市民満足度と職員業務効率化の両立を図り、日本一の窓口を目指す窓口改革モデルでございます。

○たけいし委員 このたびのキオスク端末導入との関連性はいかがでしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 今回のキオスク端末の導入は、待ち時間短縮や市民に手続方法の選択肢を広げるものであって、次世代窓口旭川モデルの目指す待ち時間短縮や行かなくてもいい窓口につながるものでございます。

○たけいし委員 先ほどの御質疑にもありましたけれども、目指す日本一の窓口とはどんなものでしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 目指す日本一は、来庁の要否にかかわらず、市民一人一人の状況に応じて最適な手段や窓口確実に案内され、手続全体を通じて負担が少なく、利便性と安心感の高い窓口サービスが継続的に提供される窓口を構築することであり、それによる行かなくてもいい、行っても簡単な市民満足度が日本一の窓口であります。

○たけいし委員 行うことは具体的に何でしょうか。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 具体的には、手続発生から来庁、窓口、バックヤードの3段階のフェーズで、来庁できない・したくない、来庁前の分からない、来庁時の分からない、窓口での分からないという4つの課題に対応した機能を導入いたします。

手続発生から来庁の場合では、来庁前の分からない、来庁時の分からない、来庁できない、したくないを解決するために、AIコンシェルジュを導入し、AIが手続を案内する仕組みを構築し、ウェブと来庁の両面でアプローチし、市民が欲しい情報の届く姿を目指します。

窓口においては、窓口での分からないを解決するため、AINaビとCRMシステムを導入し、AI活用と情報連携で職員をサポートする仕組みを構築し、来庁者の重複記載や重複ヒアリングの削減を図ります。

バックヤードでは、電子審査システムを導入し、職員の審査業務の負担軽減を図ってまいります。

○たけいし委員 市役所のDX、日本一の窓口は、いつまでに完了するというものではなくて、ある意味、終わりのないものと私は考えておりますけれども、事例に合わせた将来のモデルに向かって目指す方向性とは一体何でしょうか。

○樽井市民生活部長 委員から冒頭にもありましたように、窓口改革、総合窓口に関してはこれまでも多くの委員から御質問をいただいておりますので、皆さんに気にかけていただいているということは私たちも重々認識をしております。

窓口改革につきましては、少子高齢化の進行によりまして、今後、生産年齢人口割合の減少が見込まれることによって、職員の確保も困難になってくることが予測されます。

そうしたことから、今後は、限られた資源職員で市民サービスを維持、向上するためにどのような行政運営が必要なのか、こうした背景を基に、職員が減少しても市民サービスに応えられる仕組みづくりが必要と整理しまして、窓口の目指す将来像とそれを実現する取組を明確にしたグランドデザインを策定いたしました。

これを策定してからは、これまで導入するシステムや機器についての検討、検証を行ってまいりました。そうしたこれまでの取組を踏まえまして、今年度、次世代窓口旭川モデルを構築いたしました。

この旭川モデルでは、先ほど課長からもありましたけれども、市民満足度と職員業務の効率化の両立を図った市民満足度日本一の窓口を目指すものであります。

今回のモデルですけれども、実は、発音は日本レコード大賞と似ている日本DX大賞や、昨年までにフロントヤード改革モデルプロジェクトで採択された先進的な自治体において実施している全庁的な業務改革、バックヤードの業務の効率化、書かないワンストップ窓口などの観点の中で、本市にとって重要分野となるものをしっかりと網羅した仕組みを構築したもので、今は令和9年度の本格運用を目指しております。

この旭川モデルの実現は、多くの自治体が抱える課題解決にもなり得る先進的な取組と考えておりますし、今回、フロントヤード改革モデルプロジェクトに採択されたということは、この旭川モデルの内容を評価していただいたということと実現に向けて大きく近づいたというふうに思っております。

まずは、このモデルをしっかりと実装し、運用していくことが第一と考えておりますが、委員の御指摘のとおり、日本一の窓口に終わりは無いということも認識をしております。

一旦は令和9年度が一つの区切りになると思っております。その後は、このモデルの導入効果も分析しながらさらなる改善を図っていく必要があると考えておりますし、これからもデジタル技術が一層進化、進歩することが見込まれますので、こうしたデジタル技術の進歩というものは私たちの日常生活においても利便性向上に大きな役割を果たしていくものと考えております。

こうした技術革新は市役所において市民サービス提供の最前線である窓口業務においても市民満足度のさらなる向上に大きく寄与することが期待できますことから、デジタル技術や社会情勢の変化を踏まえ、新たな知見やデジタル技術を取り入れながら、また、先ほども委員からありましたけれども、デジタルが苦手な方というデジタルディバイド対策の視点も持ちながら、市民満足度が日本一の窓口を追求し、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

○たけいし委員 ただいま部長から決意の御答弁をいただきました。

日本DX大賞については私も知りませんでした。

総務省が公募した自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトにおいて、旭川市の提案が採択され、全国からの応募の中でも市民の皆さんの利便性に直結するオンライン手続を徹底するモデルとして選ばれたのは全国で僅か3事業だけであるそうであります。本市の提案が非常に高い評価を受けた結果であります。旭川市が日本一の窓口へまた一步前進するとともに、国のモデル事業に選ばれたということですね。

今回の採択により、事業費約1.6億円のうち、上限1億円の国費交付が決定しました。これも改めておめでとうございますと申し上げてよろしいのかなというふうに思います。

今日も1階の総合案内はいい感じでした。接客のカラーに2パターンあるということに最近気づきました。へい、いらっしゃい、いらっしゃい、御用は何ですかというようなすごく明るい感じの元気な方、そして、もうお一方はどうされましたかという静かな感じの方で、この緩急が絶妙なバランスですので、今日の帰りしな、ぜひ御覧になっていただきたい。この2パターンが癖になってしまう感じです。

取りも直さず、これからもっと忙しくなる職員の皆さん、どうか、御自愛の上、乗り切ってください。そして、私が初めて住民票を移しに市役所を訪れたときのかつての職員の方のほほ笑みを、日本一の窓口にぜひハートを、これからも市民の皆さんに温かい心を添え続けてください。

IT化の連続で役所内が無機質になってしまわないよう、これからもスマイル0円をお願い申し上げ、行かなくてもいい、行っても簡単、待たせない、そんな市民に優しく便利な日本一の窓口の実現が無事に着地することを願い、本市自治体DX、そして、このたびのキオスク端末導入もまた旭川市民の生活の向上に必ずや資するものであると確信して、窓口がこの3月、4月を無事に乗り切れることを祈って、私の前半の質疑を終わります。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 すごく滑らかなたけいし委員の後でちょっとやりづらいですね。今日は何の日というのがこの間の補正でもはやっていましたが、スマイルの日、笑顔の日、スイーツの日とか、たくさん載っていました。私は、その中のスイーツを食べ、笑顔でやっていきたいなというふうに思います。

ただ、皆さんにもいろいろと御協力をいただいたんですけど、質疑の準備が悪くてすみません。よろしく願いいたします。

それでは、始めていきたいと思います。

まず最初に、後期高齢者医療事業特別会計について伺います。

事業の目的と概要、被保険者の推移を国民健康保険と比較して示してください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 後期高齢者医療制度は、高齢者が安心できる適切な医療を確保するとともに、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、医療制度の持続可能性を高めることを目的に、平成20年度に創設された制度でございます。

生活保護を受給している方を除きます75歳以上の方、それから、65歳から74歳までで一定の障害のある方が加入する医療保険制度となっております。

制度の運営でございますが、都道府県ごとに設置されております広域連合が行いまして、市町村は窓口業務を担っております。

被保険者の推移でございますけれども、令和3年度においては、国民健康保険が6万3千957人、後期高齢者が5万7千661人、令和4年度は、国民健康保険が6万1千209人、後期高齢者が5万9千73人、令和5年度は、国民健康保険が5万8千45人、後期高齢者が6万762人、令和6年度は、国保が5万4千676人、後期高齢者が6万2千440人と、令和5年度を境に国保と後期高齢者で加入者数が逆転している状況となっております。

○品田委員 そうなんですね。令和5年度から国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者が逆転しているということです。

財源の内訳、保険料と公費の負担割合を国、道、市のそれぞれでお示してください。そして、途中で変更があれば、その推移をお示してください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 後期高齢者の医療費に関わります財源の内訳につきましては、制度開始以来、50%が公費負担として、国が12分の4、都道府県及び市町村が12分の1ずつを負担しております。また、40%が現役世代からの支援金で賄っておりまして、残り10%を後期高齢者医療制度に加入している方が保険料として負担をしていました。

令和6年度からは、後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率に乖離が出ないように、同じとなるように見直されているという説明を北海道後期高齢者医療広域連合から受けております。

○品田委員 国が12分の4、都道府県及び市区町村が12分の1ずつで50%を負担するということです。残り50%のうち、約40%が現役世代からの支援金、残り約10%は加入者の保険料

で負担をしてきたということです。

でも、令和6年度から保険料と支援金の伸び率が同じとなるように見直しが進んでいるということです。では、近年6年間の保険料の金額と増加率をお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 北海道の後期高齢者医療制度におけます近年6年間の1人当たりの医療分保険料と前年からの増加率につきまして、2年に一度ずつの改定となりますので、2年ごとの軽減前の保険料額で申し上げますと、令和3年度が9万4千632円、令和4年度及び令和5年度が前年度より0.3%減の9万4千348円、令和6年度及び令和7年度が前年度より5.9%増の9万9千910円と推移しておりまして、令和8年度につきましては、前年度より13.33%の増、金額としては11万3千230円との見込みとなっております。

また、このほか、令和8年度から子ども・子育て支援金分保険料が新たに賦課されることになりまして、軽減前の1人当たり保険料で2千623円、軽減後の1人当たり保険料調定額でも2千64円の負担増となる見込みでございます。

○品田委員 令和4年度から5年度は、前年度より0.3%、284円ぐらいと、僅かですけれども、減少しております。それが令和6年度からの見直しによって、6年度、7年度は5.9%、約5千562円増の9万9千910円になっております。そして、令和8年度は13.33%、1万3千320円の増加の見込みとのことです。令和5年度と比較したら1万8千882円の増加になるということでございます。

そして、そのほかに子ども・子育て支援金分による軽減前の数字で2千623円で、軽減されても2千64円増えるということで、13.33%増にさらにプラスされるということです。

年金支給額は物価や賃金の上昇に伴ってプラス改定されてはいますが、上昇率が物価上昇に追いついていないため、実質、目減りしています。

年金の伸び率を調べたら、令和6年度が2.7%、令和7年度で1.9%、令和8年度も1.9%、厚生年金は2%ですが、焼け石に水という状況です。年金しか収入のない人が多いのに、医療費の窓口負担も年金収入が単身者で200万円、夫婦2人世帯で320万円以上が2割負担になっております。月の収入にしたら、単身で16万7千円弱です。そこから医療保険料や介護保険料、住民税や所得税等が引かれて、さらに、お医者さんにかかれば、窓口負担も2割という状況になっております。

公費、特に国の負担割合を増やせばよいことなのに、過去最大規模となる9兆円を軍事費に費やす分を社会保障に回せと言いたいですが、市に言われてもきっと困ると思いますので、テレビに向かっていつも文句を言っております。

そこで、1人当たりの保険料が13.33%増となる要因をお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 1人当たり保険料が13.33%増となる要因でございますが、医療分保険料で1人当たりの医療費が増加していること、それから、診療報酬のプラス改定の影響、そして、令和6年度に改正されました現役世代の支援金の負担の見直し、さらには、出産育児一時金費用の一部を後期高齢者が支援する仕組み、これらの増によって増えていると北海道後期広域連合から説明を受けているところでございます。

○品田委員 医療費の増加と診療報酬のプラス改定、そして、先ほど来お示しいただいている現役世代の支援金見直しとのことです。今、人も減っていることもあり、負担も多くなるということも

あるから、そこは致し方ないなとは思いますが、それにさらにプラスして国民健康保険の出産育児一時金への支援もあるということです。

出産育児一時金の一部を後期高齢者が支援するというのはどのような仕組みになっているか、お示してください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和6年度から、国保など、全ての保険者が支払います出産育児一時金に必要な費用の一部を後期高齢者の保険料からも支援するという仕組みになってございます。

令和6年度、令和7年度の2か年については、出産育児一時金の負担は3.5%となっておりますが、令和8年度からはこれが7%になるという負担設定でございます。

○品田委員 昨日の石川厚子委員の国民健康保険の質問ともつながる問題です。

出産育児一時金の財源として、67%が地方財政で、3.5%が後期高齢者の支援金、約30%が国保保険料から支払われていたのが国民健康保険の話ですね。令和8年度からは、地方財政負担がなくなり、後期高齢者医療制度からの支援金が倍増の7%負担になり、国民健康保険は30%負担から93%負担になるとのことでした。国民健康保険のほうも本当にひどいなと思って聞いておりました。

でも、国保の加入者が減っており、後期高齢者医療制度の加入者が今は逆転して増えているので、負担割合がもっと高くなっていくのは目に見えています。国民負担率はますます上昇して、欧州主要国並みに近づいていくのに、高福祉でベーシックサービスが無料などの欧州と違って、自己責任が強調される日本です。本当に政治が重要だなと残念に思います。

こちらは、市に言っても、広域連合が運営だということで、国保のように助成を出すとか、そういうことには取り組めないということで文句をつぶやかせていただいた感じになりました。

次に進ませていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金負担金について伺います。

4款1項2目、予防接種費の特定財源として、道支出金である新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金がありますが、この負担金の概要を示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金負担金につきましては、予防接種法第15条第1項の規定により、臨時特例接種として新型コロナウイルス予防接種を受けた方が疾病にかかり、また、障害や死亡となった場合において、これらが当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めた場合に給付を行うものであり、負担率は10分の10となります。

○品田委員 旭川市における新型コロナウイルス予防接種による健康被害の申請件数を年度ごとに示してください。また、認定状況と給付区分ごとの件数をお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 本市における新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度への申請件数ですが、令和3年度から令和7年度の現時点まででは申請件数45件で、年度ごとでは、令和3年度18件、令和4年度13件、令和5年度5件、令和6年度5件、令和7年度は令和8年3月1日時点で4件となっております。

次に、認定状況ですが、申請45件のうち、認定36件、否認4件、審議中5件となっており、認定36件の給付区分別の件数は、延べ件数で、医療費、医療手当35件、死亡一時金4件、葬祭

料4件となっております。

○品田委員 旭川市では、45件の申請のうち、36件が認定され、否認4件、審議中5件、認定された中で4人の方がお亡くなりになっています。

予防接種による健康被害の申請はなかなか認定されないというイメージがありますが、新型コロナウイルス予防接種は認定件数が多いように感じます。

全国の健康被害の申請状況とほかのワクチンとの比較をお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 厚生労働省ホームページで公表されております予防接種健康被害救済制度認定者数のうち、令和3年度から令和6年度までの新型コロナワクチン特例臨時接種分と特例臨時接種以外の定期予防接種分の件数を見ますと、新型コロナワクチン特例臨時接種が、総数1万2千559件のうち、認定9千31件、否認3千528件、定期予防接種が、総数336件のうち、認定266件、否認70件となります。

これらにつきまして、総数に対する認定の割合を比較しますと、新型コロナワクチン特例臨時接種が71.9%、定期予防接種が79.2%となり、定期予防接種の認定の割合が新型コロナワクチン特例臨時接種を上回る状況でございました。

○品田委員 定期予防接種の認定の割合が新型コロナワクチンの特例臨時接種を上回るのですね。接種総数と申請件数が大きく異なるので、一概に比較はできませんが、定期予防接種の認定割合が結構高いことに驚きました。

しかし、新型コロナワクチンでは、認定された死亡数が令和3年度はゼロですが、令和4年度から6年度で998件もあること、また、令和3年度では、認定650件対否認36件で、認定割合が実に94.7%と高かったです。令和4年度は、認定1千362件対否認206件で86.8%でした。そして、令和5年度は、認定4千783件対否認1千205件で79.8%と結構高い比率では来たんですが、認定率が少しずつ下がっております。そして、令和6年度は、認定2千236件対否認が2千81件と急に51.7%に下がっており、ここで数値が下がっていたことに気づきました。

認定を減らしてきているのか、もしくは、審議が長引いていた事例が否認と判断されたのかは分かりませんが、大いに疑問が残るところでございます。

令和8年度の新型コロナウイルス予防接種予算と内訳及び自己負担額をお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 令和8年度の予防接種費の予算額は11億3千654万円となっております、そのうち、新型コロナウイルス予防接種の予算額につきましては2億1千51万1千円となっております。

その主な内訳としましては、チラシなどの消耗印刷費として1万7千円、郵送費など、通信運搬費として15万7千円、予防接種費等の委託料として2億1千33万7千円となっております。

また、市民税非課税世帯の方の自己負担額は6千900円となっております。

○品田委員 予算額11億3千654万円のうち、新型コロナは2億1千51万1千円という内訳も教えていただきました。また、自己負担額は6千900円ということでございます。

このことを頭に置いて、次の質問に移りたいと思います。

RSウイルスワクチンと高用量インフルエンザワクチンの予防接種について伺っていききたいと思います。

まず、この予防接種事業の目的と概要をお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 予防接種事業は、予防接種法に基づき、定期予防接種を円滑に実施することで個人の発病予防及び重症化の防止、さらに、集団での感染症蔓延予防を図ることを目的に実施しております。

予防接種法に基づく定期予防接種は、主に子どもを対象とした麻疹、風疹等のA類疾病と、高齢者等を対象としたインフルエンザ等のB類疾病に分類されており、A類疾病は、人から人に感染し、かかった場合の病状の程度が重篤になり、もしくは、重篤になるおそれがあることから、その発生と蔓延の予防が目的となっているのに対し、B類疾病は個人の発病や重症化予防に比重を置いたものとなっております。

○品田委員 予防接種の定期接種と任意接種の違いをお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 予防接種のうち、定期接種は、予防接種法に基づき、市町村が主体となって実施される予防接種となり、任意接種は、国が承認しているものの、予防接種法で規定されていないワクチンを希望者が御自身の判断で費用を負担し、受ける予防接種となります。

○品田委員 定期接種は、原則、無料となっておりますが、一部自己負担のものもあると聞いています。自己負担が必要な定期接種ワクチンの種類ごとの市の助成額と自己負担額をお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 現在、市で実施している定期接種のうち、高齢者等を対象としたB類疾病の予防接種について、市民税課税世帯の方から自己負担額を徴収しております。

令和8年度の接種費用については、今後、契約により確定しますので、お示しすることができないため、令和7年度の接種費用で申し上げますと、肺炎球菌ワクチンの市の助成額は5千484円、自己負担額2千700円、带状疱疹ワクチンの不活化ワクチンの市の助成額は1万1千600円、自己負担額は1万1千円、生ワクチンの市の助成額は4千460円、自己負担額は4千400円、標準量インフルエンザワクチンの市の助成額は2千483円、自己負担額は1千510円、新型コロナワクチンの市の助成額は、先ほどお話ししました8千700円、自己負担額は6千900円となっております。

○品田委員 では、RSウイルスワクチンが4月から定期接種になると聞いております。このRSウイルスワクチンとはどのようなものでしょうか。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 RSウイルスワクチンは、妊婦が接種することで、母体内につくられた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、産まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができる母子免疫ワクチンとなります。

○品田委員 母子免疫ワクチンの予防効果と持続期間についてお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 RSウイルスワクチンは、RSウイルスを原因とする肺炎や気管支炎等の下気道感染症の予防効果が認められており、生後6か月までの有効性は医療受診を必要とした重症下気道感染症の7割程度の予防効果が報告されております。

○品田委員 調べてみましたら、接種後14日以内に出生した乳児の有効性は確立していないとされており、接種時期に注意が必要とのことでした。また、妊婦への影響は検証されているのか、ちょっと疑問を持っております。

1人目から接種した人が2人目、3人目も接種するリスクは検証されているのでしょうか。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 RSウイルスワクチンの有効性は、母体で産生された抗体が胎児に移行することにより得られますが、接種後14日以内に出生した乳児では、胎児への抗体移行が十分でない可能性があるため、出産の14日前までに接種を完了させることが望ましいとされております。

また、妊娠への影響については、これまでの研究結果から、接種により早産や死産等の頻度が増えるといった報告はなく、現時点で安全性に関する懸念は示されておりませんが、妊娠高血圧症候群の発症リスクが僅かに高い傾向であることから、その発症リスクが高い妊婦については接種の判断を行うに際して注意を要する者として留意することとされております。

また、再接種については、妊婦の再接種に限った知見は十分ではないものの、健康成人に関する知見として、初回接種1年後の再接種により有意な抗体上昇が認められ、安全性に問題を認めなかったとされていることから、妊娠ごとに1回の接種が可能となっているところでございます。

○品田委員 市長の市政方針では、RSウイルスワクチンの妊婦対象予防接種費用を全額助成しますと言っておりました。

RSウイルスワクチンは2026年4月から定期接種として無料で実施されるのではなかったのでしょうか。市長の話し方だと市の助成があるように聞こえますが、あるのでしょうか。あるなら、予算額と個人の自己負担額と市の助成額をお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 RSウイルスワクチンについては、現在、必要な法令改正が進められているところであり、A類疾病として接種費用の9割について普通交付税措置が講じられる見込みでありますので、他のA類疾病ワクチンと同様に無料となるよう、全額公費で負担することとしており、予算額は3千392万3千円となっております。

○品田委員 後半で質問するんですが、給食費の無償化も始まるんですけれども、給食費の無償化と同じということなんでしょうか。給食費のほうは財政的に厳しかったら保護者の負担も求めることも可能だというふうに聞いております。ひょっとして、こちらのワクチンもそういうことになるということではよろしいでしょうか。

では、高用量インフルエンザワクチンについて伺っていきます。

高用量ワクチンの特徴とこれまでのワクチンとの違い及び高齢者にとってのメリットと期待される効果についてお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 高用量インフルエンザワクチンは、現状、用いられている標準量インフルエンザワクチンの4倍の抗原を含んでおり、国においてこれまで収集された知見では、高齢者を対象とした場合、標準量インフルエンザワクチンと比較して優れた発症予防効果や入院予防効果が確認されており、その有効性は年齢が上がるほど高い傾向にあると報告があります。

○品田委員 現状用いられている標準量インフルエンザワクチンの4倍の抗原を含んでいるということではございます。

接種方法と接種時の注意点や副反応についてお示してください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 高用量インフルエンザワクチンの接種方法ですが、接種対象者は、75歳以上の方のうち、高用量のワクチンを希望された方となり、接種量は標準量のワクチンよりもやや多い0.7ミリリットルを、1回、筋肉内に注射するものとされております。

なお、注意事項につきましては、標準量のワクチンと同様となっております。

次に、副反応としましては、標準量のワクチンよりも局所反応や筋肉痛、頭痛、発熱などの全身性の有害事象の頻度が高い傾向にありますが、軽度から中等度の一過性のものが多く、また、重篤な有害事象の頻度は同程度であり、重大な懸念は認められないとされております。

○品田委員 高用量インフルエンザワクチンは2026年10月から定期接種化されると聞いております。

市長の市政方針で、インフルエンザワクチンについては、高用量ワクチンも選択できるよう、75歳以上の方に接種費用を助成しますとおっしゃっていました。こちらは、自己負担額がある定期接種ワクチンということでしょうか。

高用量インフルエンザワクチンの予算額と、個人の自己負担額と市の助成額をインフルエンザ高用量ワクチンと従来の標準ワクチンとの比較も含めてお示しください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 高用量インフルエンザワクチンについては、主に、個人の発病または重症化予防を目的とするB類疾病に位置づけられる予定であり、被接種者から自己負担額を徴収できることとなっております。

令和8年度の予算額になりますが、使用するワクチンが発売前でありますことから、本市では、国が示した接種費用に基づき算定しており、接種委託料として1億3千623万7千円を計上しております。

なお、市民税課税世帯の方の自己負担額は5千円を予定しており、標準量インフルエンザワクチンの自己負担額1千510円と比べ、約3倍となっておりますが、いずれの自己負担額もワクチン相当額としております。

また、市の助成額については、今後、委託契約で確定するため、ただいまお示しすることができません。

○品田委員 それでは、インフルエンザワクチンは昨年秋から4価から3価になりましたが、どのようなことか、お示しください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 インフルエンザワクチンは、流行しているインフルエンザウイルスの解析から翌シーズンの流行の主流となる可能性のあるウイルスを予測し、ワクチン製造株として決定しております。

これまでは、A型株で2株、B型株で2株の4価ワクチンが用いられてきましたが、世界的にB型インフルエンザの山形系統の検出報告がないため、WHOが当該ウイルスを4価ワクチンから除くことを推奨したことから、令和7年度から3価ワクチンとなっております。

○品田委員 令和7年秋から3価ワクチンになっていたんですね。

次ですが、接種するワクチンが非常に増えてきていると思っています。新生児から成人までで定期接種をする数、また、5年前と比べ、2回接種とかもあるのではないのでしょうか。何回接種することになるのか、その辺もお示しいただければと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 定期予防接種の対象疾患で言いますと、5年前の令和2年度の16疾患に対し、令和8年度は19疾患に対するワクチン接種を行う予定となっており、この間に新型コロナウイルス感染症、带状疱疹、RSウイルス感染症の3疾患が増えております。

なお、高用量インフルエンザワクチンの接種については1回となっております。

○品田委員 先ほどの健康被害の質問で、新型コロナウイルス健康被害関連で救済制度審議結果で

定期接種の方を確認してみました。そうしたら、336件の申請で認定が266件であり、認定された給付の種類は83.8%が医療費や医療手当でした。それほど重篤ではなかったということですね。

しかし、障害児養育年金で18件、障害年金11件、死亡が14件と、重度障害や命を落とした例も、率にしたら低いですが、ありました。定期接種対象者は乳幼児と高齢者が多いことを考えると、改めて、ワクチンのメリットとリスクをしっかりと伝えること、考えることが必要だと思いました。

誤解しないでいただきたいのですが、私はワクチンを否定するつもりはありません。しかし、日本では、現在、ワクチンによる免疫獲得が国の方針の基で強力に進められており、ワクチンで防げるものはワクチンで防げとの推進一辺倒です。

病気を悪とし、ワクチンを打たない選択を攻撃する風潮や集団生活をする場では予防接種をしなければいけないという雰囲気もつくられています。新型コロナでは、医療・介護・教育関係者は強制に近かったし、定期接種のワクチンを乳幼児に打たない保護者からは児童虐待扱いされたことがあるとも聞いております。

本来、人は、子どもの頃から病気をしながら免疫を獲得していくというのが成長の過程です。保護者が子どもの状態を見ながら、有効性、安全性、必要性を考え、保護者や本人が接種するか、しないか、情報を受け取り、選択できる権利を保障することが大切と考えます。

接種勧奨の事業を推し進める立場とは思いますが、お考えをお聞かせください。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 特例臨時接種として実施しておりました新型コロナワクチンをはじめ、定期予防接種の中には努力義務が課せられているものもありますが、いずれも接種を受けることは強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り、接種が行われるものであります。

予防接種は、接種による感染予防効果と副反応のリスクの双方について理解した上で自らの意思で接種を受けていただくことを基本的な考え方としておりますことから、こうした点も踏まえ、接種勧奨を行っていくことが重要であると考えておりますので、今後におきましても、分かりやすく丁寧に情報提供を行いながら、接種の可否を判断いただけるよう取り組んでまいります。

○品田委員 こちらの質問は終わります。

続きまして、地域生活支援事業の移動支援事業について伺います。

移動支援事業の目的と概要、予算について伺います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 移動支援事業は、障害者総合支援法に規定されている市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つで、重度の肢体不自由、知的障害、精神に障害がある方など、御自身だけでは外出が困難な方に対し、ヘルパーが移動時と移動先で支援を行う事業となり、運用については市の要綱で定めております。

医療機関への受診のほか、余暇活動や買物等で利用できるもので、令和8年度の障害者地域生活支援事業の予算額は2億6千143万7千円で、うち、移動支援事業につきましては5千429万6千円となっております。

○品田委員 昨年も質問をして、この事業を行う事業所が激減しており、利用したくても利用できなくなっている現状を伺って、当事者目線での改善を一步でも進めていただきたいことをお願いし

てきました。

令和8年度に向けての見直し案の内容をお示しください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 見直しについては、事業者などで構成する自立支援協議会で内容を検討したほか、事業所や利用者への説明会など、約1年間をかけて準備してまいりました。

令和8年度に向けての移動支援事業の見直し案は、事業所への報酬単価の改定、利用者負担について、要綱、附則により経過措置として5%としていたものを要綱どおりの10%とすること、サービスの開始と終了を、原則、利用者の自宅としていたものを緩和し、利用者が通所している事業所と通院している病院からの開始や終了を可能とすること、請求事務などの煩雑な手続の効率化を進め、事業所の事務負担の軽減を図ること、以上、4点について見直しを予定しております。

○品田委員 約1年間をかけて準備してきて、4点について見直しを予定しているとのことでございます。そして、今回の改正では、利用者負担を条文どおり10%とし、これまで上積みで市が負担してきた分を事業者に戻すということですね。

昨年は、収入の少ない障害者に配慮した措置だと感心いたしましたし、評価もしましたけれども、実質、来年度からは利用者負担は倍以上の増加になってしまいました。ただ、事業者が激減して、利用したくてもできない現状の中で、利用できることにつながるのであれば、多少、負担が増えてもよいと利用者のほうからの申出もあったと聞いております。長い間、要望があったにもかかわらず、なかなか進展しなかった事案が一步踏み出したことを評価したいと思います。

では、内容について資料を提出いただいたので、それに沿って質問をしていきたいと思います。

資料によりますと、30分から1時間のところは公費の負担額が増えておりますが、2時間以上になると公費の負担額が減額されています。これはどういう計算によるのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 今回の見直しでは、最初の1時間部分の単価を引き上げ、それ以降は据置きとしております。また、利用者負担割合については、全時間帯について5%から10%とすることを予定しております。このため、1時間までの利用は単価引上げの影響が相対的に大きくなり、公費の負担は増加いたします。

しかし、2時間を超える利用となりますと、単価は据置き部分が多くなる一方で、利用者負担割合は全体に適用されるため、結果として公費負担が現行より減少する時間帯が生ずるものとなっております。

○品田委員 見直し前は30分1千200円を基準に倍増する計算でした。見直し前はそうだったんですね。見直し案は、30分1千300円で1時間までは倍増していますが、1時間30分からは見直し前の単価に200円ずつ上乗せしただけになっています。だから、見直し前と同じ計算方法なら、30分1千300円で8時間ですと2万800円になるところが1万9千400円というように1千400円も低くなっています。

同行者の人件費は時給で倍増するのに、利用時間が長くなるほど、事業所の収入割合は減額されます。これでは、長時間利用は敬遠されるのではないのでしょうか。なぜそのような計算にされたのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 今回の報酬単価は、利用実態を踏まえて検討したものになります。

令和6年度の実績では、30分から2時間以内の利用が全体の67%を占めており、短時間利用

が中心となっております。このため、利用の多い最初の1時間部分について、重点的に単価を引き上げることとしております。

一方で、制度の持続可能性やほかの障害福祉サービスとの均衡も考慮し、利用者負担割合を10%としております。その結果、利用時間帯によって公費負担の増減が生じる構造となっておりますが、これは、特定の時間帯を抑制する意図によるものではなく、限られた財源の中で利用実態に即した効果的な単価改善を図るための設計であります。

○品田委員 利用実態に即した効果的な単価改善を図るための設計ということでした。

30分から2時間以内の利用が全体の約67%とのことですが、利用時間ごとの利用状況をお示しください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和6年度の利用時間ごとの利用状況を延べ利用人数からの割合でお示ししますと、30分から1時間までが26.89%、1時間30分までが21.16%、2時間までが19.22%、2時間30分までが12.26%、3時間までが8.40%、3時間30分までが4.70%、4時間以降の合計が7.37%となっております。

○品田委員 短時間の利用が多い現状に合わせて事業者に配慮したことは理解いたします。また、短時間でも市への請求手続は同じ手間なので、短時間利用ほど負担が大きいのも理解いたします。

しかし、結果的に本市負担も軽減されるということにはならないでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 報酬単価の見直しと利用者負担の見直しにつきましては、それぞれ単独で見た場合には公費の負担が減少する時間帯もございますが、実際の利用実績に当てはめて試算を行ったところ、短時間の利用者が比較的多いため、全体としては公費の支出額は増加する見込みとなっております。

○品田委員 予算が今年度より減額されている理由をお示しください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市の移動支援事業の利用時間は、令和4年度が2万3千714時間、令和5年度が2万3千454時間、令和6年度が2万2千991時間と、近年、やや減少傾向となっております。令和8年度予算につきましては、直近の利用実績を基に積算していることから、令和7年度予算と比較して減額となっております。

この背景には、物価高騰や人材不足などにより事業所の運営が厳しくなっていることから、対応できる事業所が減少し、利用希望があっても利用できない場合が生じていることなども影響しているものと考えております。

○品田委員 直近の決算の利用実績から算定されたため、致し方ないのかなと思います。昨年も決算ベースということでしたが、補正を組んでいただき、利用していただくようにできていたと思います。

しかし、単価見直しによりサービス提供に関わる費用は増加する見込みであり、実際の支出額は増加することを想定しているとのことですが、そして、利用したくてもできないので、不用額が増えるという悪循環を変える一歩にしていきたいと思います。

しかし、移動支援のニーズは高いにもかかわらず、今もおっしゃっていましたが、利用できない、利用しづらいのは、事業所が少ないこととともに、利用の支援に従事する人材不足は深刻で、改善策としてヘルパーの資格要件の緩和が関係者から提起されております。

昨年、障害者移動支援事業所等での移動支援に特化した一定の研修と実技を終えた者など、資格

要件の緩和はできないものかという私の質問への答弁では、支援場所の限定や要件などの整理は必要となるが、資格要件の緩和は可能とのことでした。

必要とする要件整理等の検討等、進捗状況はいかがでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 移動支援事業における人材不足は、事業所の運営や利用者のニーズにも影響しており、課題の一つであると認識しております。昨年の御質問の際にもお答えしたとおり、支援場所を限定することや必要な研修内容などの整理を行うことで制度上は対応が可能であると考えております。

しかしながら、移動支援は利用者とともに屋外で行う支援であり、交通安全への配慮や緊急時の対応など、利用者の安全確保の観点からも慎重な検討が必要であります。

このため、令和8年度の見直しに向けた検討の過程において、自立支援協議会の移動・外出部会においても議論を行い、報酬単価の見直しや利用者負担の見直し、出発地、到着地の整理、事務手続の見直しなど、まずは制度運用に直結する項目を優先して整理する必要があると意見があり、今回の見直しには資格要件については含まれておりません。

資格要件の緩和につきましては人材確保の観点からも重要な課題でありますので、利用者の安全確保を前提としつつ、必要な要件について、今後、引き続き、自立支援協議会などの場も活用しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○品田委員 利用者の安全確保が第一ということは本当に理解できます。その前提は崩さず、慎重に検討を進めてほしいと思います。

今回は、事業所への報酬改定のほか、運用に関しても改善されています。原則、利用者の自宅から出発、終了としていたものを利用者が通う事業所、病院も出発・終了地点として可能となるよう変更するとのことで、より利用しやすく改善されたことは評価したいと思います。

確認ですが、事業所を出発・終了地点とすることを可能とするということは、通勤の支援もサービスの適用範囲に含まれると解釈してもよいのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本事業は、先ほどもありましたが、移動先でヘルパーを伴う介護が必要である方を対象とした制度であることから、単に通勤を目的とした利用は対象外としており、今回の見直しにおいても、その取扱いに変更はございません。

○品田委員 サービスの適用範囲から除くとされた通勤、通学、その他目的地において、従業者による介助が必要と認められないとき、主たる介護者が疾病または入院等の理由により通学の介助を一時的に行うことができないときはこの限りではない、この条項は生きているということですね。

では、障害児が通常学級に通うことを希望した場合の通学支援制度はありますか。また、ほかの通勤支援制度はありますか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 通学につきましては、学校教育制度上、障害の有無にかかわらず、児童生徒を学校に通わせる責任は保護者にあるとされておりますことから、障害福祉サービスの制度として、通学を目的とした支援は現在のところありません。また、通勤につきましてもほかの支援制度はございません。

○品田委員 親や保護者の送り迎えが原則だということですね。

未就学児や放課後デイサービスに通う小学生以上の障害児には障害児通所支援事業がありますが、障害児が通常学級に通う場合の通学支援はないということです。

横浜市では、通学通所支援の制度があり、東京都台東区や江戸川区、名古屋市などでは障害児通学支援制度があります。

主に、地域生活支援事業の移動支援として実施され、保護者の負担軽減、医療的ケア児の通学確保、自立的な通学練習、通学訓練を目的に、市町村が主体となり、実施しております。

通勤、通学は、教育を受ける、働くという社会参加の基本です。他の支援事業がないのなら、この移動支援事業で取り組めるよう改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 移動支援事業につきましては、先ほども少し触れましたが、屋外での移動に困難のある障害のある方に対し、社会生活上、必要な外出や余暇活動などの際に移動の支援と併せて目的地における介助を行うものとなります。

このため、単に通学や通勤のための移動のみを支援するものではなく、目的地において移動に引き続き介助を伴うときに御活用いただく制度となっておりますことから、通勤や通学に関しましては、原則として本事業の対象とはしていません。

本市といたしましては、移動支援事業の趣旨を踏まえつつ、障害のある方の社会参加の支援の在り方について、今後も国の制度や他の自治体の状況を参考にしながら研究してまいりたいと思います。

○品田委員 利用者負担率と報酬単価の見直しと運用の見直しのほかにも、事業所の大きな負担となっている煩雑な手続も改善に向かっていると伺いましたが、どのような内容でしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 事業所の事務負担の軽減につきましては、現在、移動支援の利用ごとに事業所が手書きで記録します管理表を作成し、月ごとに市へ来庁または郵送により提出いただいておりますが、この手続が事業所の大きな負担となっているとの声が寄せられております。

このため、令和8年度の見直しにおいては、この管理表を廃止し、事務処理の簡素化を図ってまいります。

○品田委員 今回の制度改正等だけでは事業に参入する事業所が増えるとはあまり思えませんが、現在、事業を実施している事業所の事業継続につながる大きな一歩だと思います。私はとても評価をしております。ただ、物価高騰の中で利用料金が倍増することは利用控えにつながりかねないとの危惧もあります。

そして、この事業は、負担金ではなく補助事業のため、本来なら国が2分の1、道が4分の1負担のはずが、基準には程遠い補助金しか来なくて、本市の負担が大きくなっていることも問題です。

昨年の質問でも、市として、事業運営に支障が生じないよう、国に対して十分な財源を確保するよう、全国市長会などを通じて要望を行っておりますという答弁をいただいておりますが、ほかの福祉関係の補助事業も全く同じと聞いております。2分の1が全く来ない、4分の1も来ない、そのため、市の負担が大きくなっているとのこと。これは全国の自治体共通の課題で、そして、何年もずっと全く変わらないかのように思います。マスコミ等でも取り上げてもらい、大きな社会問題化できないのか、中央への要望も含めて市長にもう少し頑張ってくださいか、しっかりした対応を国に強く求めていきたいと考えます。

次に、移動支援事業の中の福祉的移動を確保するためのやまびこ号について質問をしたいと思います。

寄附によるものと聞いておりますが、何年車で、総走行距離、予算についてお示してください。また、寄附の経緯等を分かる範囲でお答えください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 現在のやまびこ号は、平成17年11月に個人の方から本市に対し多額の寄附があり、その寄附の一部を活用させていただいております。

寄附の経緯につきまして、詳細はつかめてないところですが、旭川市にゆかりのある方が、当時、寄附をされたと同っております。

この寄附を活用いたしまして、平成18年7月に購入、納入されたもので、現在の走行距離は令和8年3月5日時点で34万8千836キロとなっております。

令和8年度の予算につきましては、障害者地域生活支援事業のうち、やまびこ号運行委託料として737万円を計上しております。

○品田委員 過去5年間の利用状況をお示してください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 やまびこ号は、障害のある方を含む団体等が、市内及び市外で行われるスポーツ大会やレクリエーションなど、社会参加を目的にした事業に利用され、その利用実績でございますが、令和3年度は、市内利用が20件、市外利用が6件、令和4年度は、市内利用が28件、市外利用が4件、令和5年度は、市内利用が26件、市外利用が40件、令和6年度は、市内利用が26件、市外利用が41件となっており、令和7年度につきましては、2月末の状況で、市内利用が23件、市外利用が32件の合計55件となっております。

○品田委員 やまびこ号は、昨年に故障して、幸いにも修理して利用できていると聞いておりますが、代替車はあるのでしょうか。また、老朽化が進んでおりますが、基金積立てなど、更新のための手だては考えているのでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 代替の車両については、現在、やまびこ号と同規模程度のものを市では保有しておりません。しかし、購入後、19年が経過しておりますので、バスの製造メーカーに問合せをしたところ、現在、優先して納車が必要な大型車両の注文が既に多数入っており、全国的に見ても新規の受注は受けられないという回答がありましたので、当面は現在のバスを利用して運行していくこととしております。

やまびこ号の使用につきましては、法律に基づき、高速道路を車椅子対応で走行できるよう改造する必要があります。この改造は特殊なものとなりますので、通常よりも多額な予算を伴うことから、財源確保の方法や利用方法など、関係団体や関係機関と協議を行いながら、まずは現車両を安全第一に運行できるよう努めてまいります。

○品田委員 これも大きなお金が必要ということで、なかなか大変ですね。しかも、バスの製造会社でも注文が入っているから新規の受注は難しいということで四面楚歌のような感じがしますし、また故障ということも考えられますので、手だてを考えていくよう、基金の設立なども含めて、ぜひ御検討を進めていただきたいと思います。

この項目については以上で終わります。

時間があまりないんですけども、続きまして、生活保護適正実施推進費、生活困窮者自立支援推進費について伺っていきます。

近年の生活保護相談者数と申請者数と受給者数の推移をお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本年度を含めました3年間の推移でお答えいたします。

相談件数は、令和5年度が4千113件、6年度が3千614件、7年度は、1月までの10か月でございますが、3千124件でございます。

申請件数は、令和5年度が1千1件、6年度が1千78件、7年度は、1月までの10か月でございますが、910件でございます。

受給者数は、月平均の数値ですが、令和5年度が9千588世帯、1万1千452人、6年度が9千574世帯、1万1千390人であり、7年度は、8年1月末の数値でございますが、9千480世帯、1万1千172人でございます。

○品田委員 人口も減少しておりますから、相談者数、申請者数、受給者数が全部少しずつ少なくなっている状況でございます。

ただ、この物価高の中で2月や3月は増えている状況はないのでしょうか。また、申請から決定までの日数もお示しください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 近年の申請等の状況でございますけれども、例えば、申請件数で言うと、1月までの10か月で910件でございますので、12か月となれば、令和6年度は恐らく超える数字になるのかなというふうに思います。

それでは、申請から決定までの日数でございます。

生活保護の申請から保護の決定までの期間に関しましては、生活保護法第24条第5項において14日以内とされております。調査に日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には30日まで延ばすことができるという規定もございます。

本市におきましては、申請日から14日以内に処理した件数の割合が、令和5年度は96.8%、6年度は98.1%であり、ほとんどが14日以内に決定できております。

○品田委員 突然の質問に答えていただき、ありがとうございます。ほとんどが14日以内ということで、素晴らしいことだと思います。

それでは、その中で、母子家庭の申請数と受給者数と決定までの日数についてです。母子家庭というのは、厳格な審査などをしたり、扶養者の審査などで手間がかかるイメージがあるんですが、どうなっておりますでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 申請件数のうち、母子世帯の件数につきましては、令和5年度が40件、6年度が40件、7年度が、1月までの10か月ですが、28件となっております。

保護受給世帯数のうちの母子世帯の割合でございます。

令和5年度、6年度は月平均の数値でございますが、5年度が387世帯で全体の4.0%、6年度が355世帯で全体の3.7%、7年度が、8年1月末の数値ですが、326世帯で全体の3.44%でありまして、年々減少しております。

決定までの人数につきましては、母子世帯に特化した資料はございません。

○品田委員 では、ケースワーカーの担当件数を教えてください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 令和7年度の北海道による生活保護法施行事務監査の際の資料に基づきまして、令和7年9月1日現在でお答えいたします。

同日の保護受給世帯数は9千416世帯、ケースワーカーの人数は113人ですが、育児休暇や病気休暇、あるいは、個人的事情などのため、担当地区を持っていない職員が6人いることから、実質は107人となりまして、ケースワーカー1人当たりの平均担当件数は88世帯となります。

○品田委員 標準数は80人ですので、若干多いということですね。

ケースワーカーの年齢構成と性別等、配置状況を教えてください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ケースワーカー113人の年齢構成でございます。20代が57人で半数を占めております。ほか、30代が18人、40代が19人、50代が17人、60代が2人でございます。

性別では、113人のうち、育児休暇の方も含め、26人が女性でございます。

○品田委員 半数以上が20代ということで、ちょっと驚きました。あと、女性が意外と少ないということにも驚きました。

それでは、福祉専門職の採用、それから、配置状況も伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 現在のケースワーカー113人のうち、福祉職として採用されている者は6人でございます。

○品田委員 ケースワーカーの専門性を高めるキャリア形成の取組について伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ケースワーカーは、生活保護制度に加え、高齢者、障害者のほか、多くの福祉制度に関する知識を必要といたします。このため、生活支援課及び保護課では、職場内研修を重視しており、4課内で職場研修委員会を設置し、研修内容について委員会で議論を重ねながら、その充実に取り組んでおります。

新任ケースワーカーの研修は、令和6年度では6回実施しており、ケースワーカー業務の基本のほか、ほかの福祉制度や関係が深い庁内他課の業務についての学習を行っております。

新任以外の全ケースワーカーが参加可能な幅広いテーマに基づく研修や法テラス旭川の弁護士の方に講師となっていただく法律の勉強会など、それぞれ年数回実施しております。

○品田委員 若いケースワーカーが多い中で、キャリアを高める、形成するためのしっかりした取組がされていると思います。

それでは、ケースワーカー同士の連携、事例報告で共有するなど、そういった取組はどうなっておりますか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ケースワーカー同士の連携でございますが、ケースワーカーは、全員が同じ法律、同じ制度の下に職務に従事しております。

担当区域が基本的に2年で交代することになっておりますから、同じ方を担当した経験のあるケースワーカーが複数人いるということもありますので、課内の職場同士の情報共有、意見交換は活発に行われていると考えてございます。

また、先ほど、職場内研修について御紹介いたしました、その中には事例検討を含んでおります。

生活保護受給者の実際のニーズにはどのようなものがあるのか、自立のためにはどのように相手に御説明してどのようなステップで進んでいくべきかなどについて、研修で学んだ知識を実際に応用するための学習体験を重ねております。

○品田委員 職員が職務に忠実に向き合っている、研さんを図っている、積んでいるというイメージが湧いてきますし、職場の雰囲気もいいのかなというふうに思います。

では、職員の負担軽減について伺っていききたいと思います。どのようなことに取り組んでいますか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ケースワーカーの業務、ひいては生活保護制度には大きく分けて2つの目的があります。

最低限度の生活の保障と自立の支援でございます。このうち、最低限度の生活の保障の部分は制度的なもので、ケースワーカーの裁量の余地が限られますので、ケースワーカーが日々の業務で悩み、精神的負担になるのは専ら自立の支援に関するものだと考えられます。

この場合、自立というのは、就労などの経済的自立のみならず、自分で自分の生活管理ができる状態を目指す日常生活自立や、孤立を防ぎ、社会とつながっている状況を示す社会生活自立も含んだ形でございます。

日常生活や社会生活の自立が目標となる世帯は、複合化した問題を抱えていることが多く、ケースワーカーが特に支援が困難であると感じるケースでございます。

生活支援課、保護課では、これらの世帯の対応について、ケースワーカーが問題を一人で抱え込まず、課長、係長、同僚を含めた複数職員で問題を共有し、組織における課題として対応するという方針を持っており、これにより職員の負担軽減を図っております。

○品田委員 どれで切ろうかなと思いながら質疑を始めたんですけども、まだかかりそうで、17時には終わりそうにないので、明日に回したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○塩尻委員長 分かりました。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時50分